

情報公開制度・個人情報保護制度
運 用 状 況 報 告 書

令 和 6 年 度

和 歌 山 市

総務局総務部総務課

目次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	7
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	8
3 部分開示、不開示の理由別内訳	9
4 請求者の内訳	9
5 審査請求の処理状況	10
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	11
2 資料コーナーの利用状況	11
3 主な配架資料	14
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	15
2 個人情報保護制度の概要	15
3 個人情報保護制度の経緯	19
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報ファイル簿の総数	22
2 個人情報開示請求等の処理状況	23
3 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	24
4 部分開示、不開示の理由別内訳	25
5 審査請求の処理状況	26
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	27
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	29
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	37
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	38
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	38

<資 料 編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申（第79号）	・ ・ ・ ・ ・	39
（第80号）	・ ・ ・ ・ ・	45
（第81号）	・ ・ ・ ・ ・	51
（第82号）	・ ・ ・ ・ ・	57
（第83号）	・ ・ ・ ・ ・	62
（第84号）	・ ・ ・ ・ ・	68
（第85号）	・ ・ ・ ・ ・	73
（第86号）	・ ・ ・ ・ ・	79
（第87号）	・ ・ ・ ・ ・	84
（第88号）	・ ・ ・ ・ ・	94
（第89号）	・ ・ ・ ・ ・	103
（第90号）	・ ・ ・ ・ ・	109
（第91号）	・ ・ ・ ・ ・	115
（第92号）	・ ・ ・ ・ ・	121
（第93号）	・ ・ ・ ・ ・	126
（第94号）	・ ・ ・ ・ ・	132
（第95号）	・ ・ ・ ・ ・	137
（第96号）	・ ・ ・ ・ ・	142

1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとすることが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき上述した60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年１回、和歌山市情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 ・各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 ・総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年12月	25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） ・委員／学識経験者15名
平成	5年12月	21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成10年	4月	1日	○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額(告示)
平成11年	8月	1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成11年	10月	6日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正

平成11年10月8日	○交際費関係書類の公開を開始 ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年1月1日	○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート 制度を実施した法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌浦湾水産公社 ・財団法人和歌山市文化体育振興事業団 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・財団法人和歌山市福祉公社 ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成12年4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・和歌山市議会が実施機関に加わる。
平成12年9月28日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年1月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除
平成15年4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成17年4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記 ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設 ・公文書の適正管理規定を明記

		○和歌山市手数料条例一部改正 ・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備
平成18年	4月17日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正） - 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成19年	6月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正） - 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社
平成23年	4月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（公益財団法人への移行に伴う規則改正） ・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成27年	1月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加
平成28年	4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正
令和2年	4月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○市政情報課資料コーナー運営要綱一部改正 ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

令和6年度の請求件数（申出を含む。）は100件でした。
開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)					
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	処理中
開 示 請 求	R6年度	78	20	49 (2)	2	1 (1)	8	1
	R5年度	79	19	39 (6)	24	—	1	3 (1)
	R4年度	78	17	48	4	—	3	7 (1)
	R3年度	243	80	107 (1)	50	1	5	1
	R2年度	399	158	179	57	—	4	1
開 示 申 出	R6年度	22	3	19 (2)	3 (2)	1	—	—
	R5年度	39	7	23	5	—	—	4
	R4年度	29	3	19	2	—	5	—
	R3年度	53	18	26	2	—	7	—
	R2年度	27	5	20	1	—	1	—

* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R 6 年度
市 長	市 長 公 室	—
	総 務 局	9
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	4
	市 民 環 境 局	1 5
	健 康 局	1
	福 祉 局	6
	産 業 交 流 局	3
	都 市 建 設 局	4 2
	出 納 室	—
	小 計	8 0
教 育 委 員 会		1 7
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		—
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		1
消 防 長		—
議 会		1
合 計		1 0 0

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度
第 7 条 区 分	(1) 個人情報	5 0	4 7	5 6	8 9	1 4 2
	(2) 法人等事業活動情報	2 8	2 8	4 0	5 2	9 7
	(3) 意思形成過程情報	2	3	3	1 6	1 7
	(4) 事務事業執行情報	9	4	1 1	2 8	4 4
	(5) 公共の安全等に関する情報	6	1 4	3	2 9	3 7
	(6) 法令秘情報	—	—	3	6	2
文書不存在		1 2	3 5	1 3	5 6	7 2
条例の適用除外		1	2	—	1	—
存否応答拒否		—	4	—	1	—

* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

* 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで条例第7条の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。

* 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度
市内に住所を有する者	5 3	6 6	4 6	2 1 5	3 2 7
市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	1 7	1 0	3 0	2 8	5 8
市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者	6	3	2	—	1 0
市内に存する学校に在学する者	1	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施 機関が行う事務事業に利害関係を 有するもの	1	—	—	—	4

5 審査請求の処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 審査請求の処理状況（件数）

		R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度
審査請求		4	1	2	3 1	5 2
処 理 状 況	棄 却	1 5	1 5	1	6	3
	認 容	1	—	1	6	5
	一部認容	1	2	1	2	2
	却 下	—	—	—	4	1
	取 下 げ	—	—	—	1 8	1 6
	処 理 中	4	1 7	3 3	3 4	3 9

* 処理中は各年度末における件数です。

※ 各件数は開示請求を基準とした審査請求件数です。

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多くの市民や職員に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

令和6年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一般	情報提供申出に係る写しの交付	1, 6 5 7	・白黒 3,927 面 ・カラー 1,529 面 ・光ディスク 165 枚
	閱 覧	3 5 0	
	行政資料の写しの交付	4 5	
	刊行物の販売	1 4 7	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	—	
	和歌山市公報の販売	—	
小 計		2, 1 9 9	
職員	閱 覧	3	
	資料の貸出	4	
	小 計	7	
合 計		2, 2 0 6	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売数	金額
令和7年2月 定例市議会議案、予算説明書	3,590 円	1	3,590 円
令和7年2月 定例市議会議案、予算説明書その2	490 円	1	490 円
令和7年2月 定例市議会議案、予算説明書その3	240 円	1	240 円
令和7年2月 定例市議会議案その4	20 円	1	20 円
令和7年2月 定例市議会議案その5	1,220 円	1	1,220 円
令和7年2月 定例市議会議案その6	20 円	1	20 円
令和7年2月 定例市議会議案その7	20 円	1	20 円
令和7年2月 定例市議会議案、予算説明書その8	220 円	1	220 円
令和7年2月 定例市議会予算説明書	6,220 円	2	12,440 円
令和7年度 予算内示資料	570 円	3	1,710 円
令和7年2月 定例市議会施政方針	260 円	1	260 円
令和5年12月 定例市議会議案、予算説明書	760 円	1	760 円
令和5年12月 定例市議会議案、予算説明書 その2	1,080 円	1	1,080 円
令和5年12月 定例市議会議案、予算説明書 その3	160 円	1	160 円
令和5年12月 定例市議会議案、予算説明書 その4	480 円	1	480 円
令和5年12月 定例市議会議案 その5	40 円	1	40 円
令和6年2月 定例市議会議案、予算説明書	3,590 円	1	3,590 円
令和6年2月 定例市議会議案、予算説明書その2	510 円	1	510 円
令和6年2月 定例市議会議案、予算説明書その3	240 円	1	240 円
令和6年2月 定例市議会議案、予算説明書その4	680 円	1	680 円
令和6年2月 定例市議会議案その5	20 円	1	20 円
令和6年2月 定例市議会議案その6	30 円	1	30 円
令和6年2月 定例市議会予算説明書	6,110 円	1	6,110 円
令和6年2月 定例市議会施政方針	240 円	1	240 円
令和6年度 予算内示資料	510 円	3	1,530 円
令和6年6月 定例市議会議案、予算説明書	1,380 円	1	1,380 円
令和6年6月 定例市議会議案、予算説明書 その2	40 円	1	40 円
令和6年6月 定例市議会議案 その3	20 円	1	20 円
令和6年6月 定例市議会議案 その4	130 円	1	130 円
令和6年6月 定例市議会議案 その5	80 円	1	80 円
法人の経営状況を説明する書類について	420 円	1	420 円
令和6年9月 定例市議会議案、予算説明書	1,030 円	1	1,030 円
令和6年9月 定例市議会議案 その2	30 円	1	30 円
令和6年9月 定例市議会議案 その3	60 円	1	60 円
令和6年9月 定例市議会議案、予算説明書 その4	130 円	1	130 円
令和6年9月 定例市議会議案 その5	20 円	1	20 円
令和6年12月 定例市議会議案、予算説明書	890 円	2	1,780 円

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
令和 6 年 12 月 定例市議会議案、予算説明書 その 2	80 円	1	80 円
令和 6 年 12 月 定例市議会議案 その 3	20 円	1	20 円
令和 6 年 12 月 定例市議会議案、予算説明書 その 4	1,200 円	2	2,400 円
令和 6 年 12 月 定例市議会議案 その 5	60 円	1	60 円
令和 5 年度一般会計・特別会計決算報告書	2,600 円	2	5,200 円
令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書	30 円	1	30 円
令和 5 年度 和歌山市歳入歳出決算書	4,400 円	2	8,800 円
令和 5 年版 統計資料	300 円	4	1,200 円
わかやまし産業ファイル 令和 5 年度	350 円	1	350 円
わかやまし産業ファイル 令和 6 年度	350 円	1	350 円
和歌山市の環境 令和 6 年版 令和 5 年度報告	380 円	2	760 円
第 2 次和歌山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	110 円	1	110 円
令和 5 年度版 職員録	1,570 円	1	1,570 円
令和 6 年度版 職員録	1,620 円	97	157,140 円
一般廃棄物管理票 1 箱(1000 枚入)	5,000 円	56	280,000 円
一般廃棄物管理票 1 枚	5 円	41	205 円
	合 計	257	499,095 円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区 分		資 料 名 等
市 長 公 室	企 画 政 策 部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま ・和歌山市長期総合計画 ・統計資料 など
総 務 局	総 務 部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・個人情報ファイル簿 など
危 機 管 理 局	危 機 管 理 部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・防災マップ など
財 政 局	財 政 部	・定例市議会議案 ・予算説明書 など
	税 務 部	・市税概要 ・市税のしおり など
市 民 環 境 局	市 民 部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策推進行動計画 など
	環 境 部	・和歌山市環境基本計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健 康 局	保 険 医 療 部	・介護保険事業計画
	健 康 推 進 部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所報 など
福 祉 局	社 会 福 祉 部	・和歌山市障害者福祉計画及び和歌山市障害児福祉計画 ・和歌山市高齢者福祉計画 ・和歌山市地域福祉計画 など
	こども未来部	・和歌山市こども計画 ・和歌山市父子手帳 など
産 業 交 流 局	産 業 部	・わかやまし産業ファイル など
	観 光 国 際 部	・史跡和歌山城 など
	文化スポーツ部	・写真にみる戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
都 市 建 設 局	建 設 総 務 部	・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	建 築 住 宅 部	・和歌山市営住宅長寿命化計画 など
	都 市 計 画 部	・和歌山市都市計画マスタープラン ・建築行政年報 ・和歌山市景観計画 など
出 納 室		・和歌山市歳入歳出決算書
教 育 委 員 会	教 育 学 習 部	・和歌山市の教育 ・和歌山市教育振興基本計画 ・図書館要覧 など
	学 校 教 育 部	・学校便覧 ・教科用図書採択公開資料 など
選 挙 管 理 委 員 会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人 事 委 員 会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告及び勧告 など
監 査 委 員 会		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など
公営企業管理者 (企 業 局)	経 営 管 理 部	・公営企業会計予算参考書 ・公営企業会計決算書 など
	水 道 工 務 部	・水質年報 など
消 防 局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 など
議 会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 など

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、本人の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

本市では平成13年4月以降、「和歌山市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）」に基づく制度でしたが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が改正されたことに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から新たな法制度による全国的な共通ルールのもとで運用されることとなりました。

2 個人情報保護制度の概要

（1）実施機関

個人情報保護法に基づく個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長

※議会については、個人情報保護法の対象外となるため、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき個人情報保護制度を実施しています。

（2）個人情報の範囲

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日、その他の記述などにより、その情報の本人が誰であるかを特定できるもの。

（3）保有個人情報の範囲

職員が職務上作成・取得し、職員が組織的に利用するものとして保有する、公文書に記録されているもの。

（4）個人情報の保有・取得に関するルール

ア 法令（条例を含む。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。

イ 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。

ウ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。

エ 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、原則として本人に利用目的をあらかじめ明示する。

オ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

カ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。

キ 苦情等に適切かつ迅速に対応する。

(5) 保有個人情報の保管・管理に関するルール

- ア 過去又は現在の事実と合致するように努める。
- イ 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- ウ 従業者及び委託先にも安全管理を徹底する。
- エ 個人情報保護委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、個人情報保護委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。
- オ 本市においては、和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守する。

(6) 保有個人情報の利用・提供に関するルール

- ア 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。（法令に規定に基づく場合や利用又は提供することに相当の理由がある場合などを除く。）
- イ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

(7) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

- (ア) 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。
- (イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

- (ア) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報
- (ウ) 法人等に関する情報
- (エ) 審議、検討等に関する情報
- (オ) 事務又は事業に関する情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を29日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき上述した29日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

カ 他の制度による開示の実施

実施機関は、他の法令（条例を含む。）の規定により保有個人情報が個人情報保護法に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、個人情報保護法の規定に関わらず、その保有個人情報については、その同一の方法による開示は行いません。

（８）保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

（ア）何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令（条例を含む。）の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

（イ）未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

（ウ）訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して９０日以内にしなければなりません。

イ 保有個人情報の訂正義務

保有個人情報の訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければなりません。

ウ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して３０日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を６０日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

（９）保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

（ア）何人も、自己を本人とする保有個人情報が個人情報保護法の規定に違反して保有や利用、提供をされていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

（イ）未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

（ウ）利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して９０日以内にしなければなりません。

イ 保有個人情報の利用停止義務

保有個人情報の利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなりません。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではありません。

ウ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(10) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(11) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(12) 個人情報ファイル※の公表等に関するルール

個人情報ファイル簿を作成・公表する。

※市の事務や事業を行うために、氏名や生年月日などの個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの、または、コンピュータ等を用いなくても氏名や生年月日などにより個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

(13) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会（第4回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について ・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関個人情報保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成27年	1月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加

	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正 ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
平成27年10月 5日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
平成28年 4月 1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正
令和 2年 4月 1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加
令和 5年 4月 1日	○個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴う制定・改廃 ・和歌山市個人情報保護条例廃止 ・和歌山市個人情報保護条例施行規則廃止 ・和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 ・和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則制定 ・和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例及び和歌山市手数料条例一部改正

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿の総数

実施機関が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなっています。（本人の数が1，000人以上の個人情報ファイルが対象）
令和6年度の公表状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報ファイル簿の公表状況

実 施 機 関 名		公表件数
市 長	市 長 公 室	1 2
	総 務 局	3
	危 機 管 理 局	6
	財 政 局	1 3
	市 民 環 境 局	2 4
	健 康 局	8 1
	福 祉 局	4 7
	産 業 交 流 局	1 6
	都 市 建 設 局	3 1
	出 納 室	1
	小 計	2 3 4
教 育 委 員 会		2 6
選 挙 管 理 委 員 会		1
人 事 委 員 会		—
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		9
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		5
消 防 長		1 1
合 計		2 8 6

2 個人情報開示請求等の処理状況

令和6年度の開示請求件数は120件、訂正請求件数は1件ありました。
開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求処理状況

区 分	請求件数	処 理 状 況 (件)					
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ	処理中
R 6 年度	1 2 0	3 9	7 3	6	—	—	2
R 5 年度	9 0	2 6	5 9 (2)	6	—	1	—
R 4 年度	3 5 8	2 7 0	7 7	8	—	1	2
R 3 年度	3 3 3	2 4 5	8 3	5	—	—	—
R 2 年度	2 6 2	1 9 6	5 9	1	—	6	—

* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

* 令和4年度以前は簡易開示請求件数を含みます。令和5年度からは簡易開示制度がなくなりました。

* 訂正請求1件は処理中となっています。

3 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R 6 年度
市 長	市 長 公 室	—
	総 務 局	4
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	—
	市 民 環 境 局	6 3
	健 康 局	1 9
	福 祉 局	2 6
	産 業 交 流 局	—
	都 市 建 設 局	—
	出 納 室	—
	小 計	1 1 2
教 育 委 員 会		1
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		5
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		—
消 防 長		2
合 計		1 2 1

4 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表５－１のとおりです。なお、令和４年度までにおける個人情報保護条例に基づく不開示の理由は、表５－２のとおりです。

表５－１ 個人情報保護法の規定による部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 6 年度	R 5 年度	—	—	—
第 78 条 第 1 項 区 分	(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	—	—			
	(2) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報	6 4	4 4			
	(3) 法人等に関する情報	4 5	3 3			
	(6) 審議、検討等に関する情報	—	—			
	(7) 事務又は事業に関する情報	1 7	1 2			
文書不存在		1 6	8			
法の適用除外		—	—			
存否応答拒否		1	1			

- * 第７８条第１項区分欄の括弧内の数字は、法第７８条第１項の号番号を示しています。
- * 実施機関においては第７８条第１項第４号及び第５号を適用し不開示にすることはないため表中に記載していません。
- * 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで法第７８条第１項の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。
- * 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。
- * １件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

表 5－2 個人情報保護条例の規定による部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		—	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度
第 15 条 区 分	(1)法令秘情報		—	—	1	—
	(2)医療情報		—	1	1	—
	(3)未成年者情報		—	—	1	—
	(4)第三者情報		2	6 6	6 4	4 8
	(5)法人等事業活動情報		1	3 1	3 5	3 1
	(6)公共の安全等情報		—	1 3	1 0	8
	(7)意思形成過程情報		—	—	1	1
	(8)事務事業執行情報		—	5	6	5
文書不存在			—	1 4	1 1	2
条例の適用除外			—	—	—	—
存否応答拒否			—	—	—	—

＊ 第 1 5 条区分欄の括弧内の数字は、条例第 1 5 条の号番号を示しています。

＊ 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで条例第 1 5 条の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。

＊ 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。

＊ 1 件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

5 審査請求の処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表 6 のとおりです。

表 6 審査請求の処理状況（件数）

		R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度
審 査 請 求		1	2	—	3	5
処 理 状 況	棄 却	2	—	—	2	2
	認 容	—	—	1	1	—
	一 部 認 容	—	1	—	—	4
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	処 理 中	1	2	1	2	2

＊ 処理中は各年度末における件数です。

＊ 各件数は開示請求を基準とした審査請求件数です。

6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和6年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第79回	令和6年4月26日（金）	諮問第101号についての審議 諮問第102号についての審議 諮問第103号についての審議 諮問第104号についての審議 諮問第105号についての審議 諮問第106号についての審議 諮問第107号についての審議 諮問第108号についての審議 諮問第110号についての審議 諮問第111号についての審議 諮問第112号についての審議
第80回	令和6年5月20日（月）	諮問第107号についての審議 諮問第108号についての審議 諮問第109号についての審議 諮問第110号についての審議 諮問第111号についての審議
第81回	令和6年7月8日（月）	諮問第107号についての審議 諮問第108号についての審議 諮問第109号についての審議 諮問第110号についての審議 諮問第111号についての審議 諮問第113号についての審議 諮問第114号についての審議 諮問第115号についての審議
第82回	令和6年8月28日（水）	諮問第107号についての審議 諮問第109号についての審議 諮問第114号についての審議 諮問第115号についての審議 諮問第116号についての審議
第83回	令和6年11月12日（火）	諮問第109号についての審議 諮問第113号についての審議 諮問第114号についての審議 諮問第115号についての審議 諮問第116号についての審議 諮問第117号についての審議 諮問第118号についての審議

第 84 回	令和 6年12月26日（木）	諮問第 109 号についての審議 諮問第 113 号についての審議 諮問第 117 号についての審議 諮問第 118 号についての審議 諮問第 119 号についての審議
第 85 回	令和 7年 3月21日（金）	諮問第 119 号についての審議 諮問第 120 号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第101号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市子ども会連絡協議会の規約その他の和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書（当該公文書として同一の事項を内容とする複数の公文書が存する場合にあっては、その公文書については、その公文書のうち最新の内容を示したものに限る。）
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和2年11月15日
決定年月日	令和2年11月19日
決定の内容	部分開示
不開示理由	法人等事業活動情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年2月19日
諮問年月日	令和5年6月6日
答申年月日	令和6年5月14日
審査会の結論	実施機関の決定を取り消し、改めて対象公文書を特定した上で、部分開示決定をすべきである。

(諮問第102号)

開示請求に係る公文書の件名	市長の職に係る日程表（令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に係るものに限る。）
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和2年11月9日
決定年月日	令和2年11月24日
決定の内容	開示
不開示理由	—
審査請求年月日	令和3年1月7日
諮問年月日	令和5年7月25日
答申年月日	令和6年5月14日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第103号)

開示請求に係る公文書の件名	副市長の職に係る日程表（令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に係るものに限る。）
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和2年11月9日
決定年月日	令和2年11月24日
決定の内容	不開示
不開示理由	作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和3年1月7日
諮問年月日	令和5年7月25日
答申年月日	令和6年5月14日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 104 号)

開示請求に係る 公文書の件名	令和元年 8 月 6 日付「顧問弁護士と相談について（申請）」
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和 2 年 7 月 28 日
決定年月日	令和 2 年 8 月 11 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 2 年 11 月 16 日
諮問年月日	令和 5 年 8 月 7 日
答申年月日	令和 6 年 5 月 14 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 105 号)

開示請求に係る 公文書の件名	令和元年 8 月 16 日付「顧問弁護士と法律相談について（報告）」
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和 2 年 7 月 28 日
決定年月日	令和 2 年 8 月 11 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 2 年 11 月 16 日
諮問年月日	令和 5 年 8 月 7 日
答申年月日	令和 6 年 5 月 14 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 106 号)

開示請求に係る 公文書の件名	青少年課長、青少年課副課長その他の青少年課の職員が作成した事務引継書
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和 3 年 5 月 6 日
決定年月日	令和 3 年 5 月 20 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 3 年 8 月 20 日
諮問年月日	令和 5 年 8 月 7 日
答申年月日	令和 6 年 5 月 14 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 107 号)

開示請求に係る 公文書の件名	「HYDE氏記念ギャラリー」に展示してあるHYDE氏のサイン
実施機関	市長（観光課）
開示請求年月日	令和3年7月7日
決定年月日	令和3年7月21日
決定の内容	却下
不開示理由	公文書として取得していないため。
審査請求年月日	令和3年10月21日
諮問年月日	令和5年8月30日
答申年月日	令和6年9月3日
審査会の結論	実施機関は不開示決定を行うべきである。

(諮問第 108 号)

開示請求に係る 公文書の件名	2020年3月の人権問題に関する意識調査の質問項目44及び45の回答をまとめた一覧表
実施機関	市長（人権同和施策課）
開示請求年月日	令和3年11月2日
決定年月日	令和3年11月12日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象公文書を作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和4年1月7日
諮問年月日	令和5年10月17日
答申年月日	令和6年7月18日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第109号)

開示請求に係る 公文書の件名	・令和元年5月9日起案 住民監査請求に係る資料の提出について ・令和元年5月23日起案 住民監査請求に係る調査の実施について（受付第16号） ・令和元年5月29日起案 住民監査請求に係る関係職員等への事情聴取調査書の送付について ・令和元年5月29日起案 住民監査請求に係る資料の提出について ・令和元年6月6日起案 住民監査請求に係る関係人調査について ・令和元年6月12日起案 住民監査請求に係る資料の提出について ・令和元年8月23日起案 住民監査請求に係る資料の提出について ・平成31年4月23日起案 財政援助団体、出資団体及び指定管理者調べについて ・令和元年7月24日起案 令和元年度財政援助団体監査の実施に係る通知について ・令和元年8月14日起案 令和元年度定期監査及び財政援助団体監査実施に伴う資料の提出について
実施機関	監査委員（監査事務局）
開示請求年月日	令和3年3月23日
決定年月日	令和3年5月20日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月23日
諮問年月日	令和5年10月30日
答申年月日	令和7年1月7日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第110号)

開示請求に係る 公文書の件名	2019年、2020年、2021年度の解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会の和歌山市への要望書及び話し合いの回答書及び議事録
実施機関	市長（広報広聴課）
開示請求年月日	令和3年10月28日
決定年月日	令和3年12月24日
決定の内容	部分開示
不開示理由	法人等事業活動情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和4年2月14日
諮問年月日	令和5年11月14日
答申年月日	令和6年7月18日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 1 号)

開示請求に係る 公文書の件名	・ 2 0 1 8 年度削除要請状況一覧表 ・ 2 0 1 9 年度削除要請状況一覧表 ・ 2 0 2 0 年度削除要請状況一覧表 ・ 2 0 2 1 年度削除要請状況一覧表
実施機関	市長（人権同和施策課）
開示請求年月日	令和 4 年 1 1 月 2 2 日
決定年月日	令和 4 年 1 2 月 1 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 5 年 1 月 2 6 日
諮問年月日	令和 6 年 1 月 1 0 日
答申年月日	令和 6 年 7 月 1 8 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 2 号)

開示請求に係る 公文書の件名	事務局教育学習部青少年課の職員の職又はこれに相当する職に係る 事務の引継ぎに関し作成し、又は取得した公文書
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和 2 年 1 1 月 3 0 日
決定年月日	令和 2 年 1 2 月 1 4 日
決定の内容	不開示
不開示理由	作成又は取得しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和 3 年 1 月 4 日
諮問年月日	令和 6 年 2 月 2 日
答申年月日	令和 6 年 5 月 1 4 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 3 号)

開示請求に係る 公文書の件名	定例教育委員会会議録（平成 2 1 年 2 月 1 9 日開催）及び当該会議 の議事に関し教育委員会の委員に配布した公文書
実施機関	教育委員会（教育政策課）
開示請求年月日	令和 2 年 8 月 3 日
決定年月日	令和 2 年 8 月 1 7 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 2 年 1 1 月 2 0 日
諮問年月日	令和 6 年 2 月 5 日
答申年月日	令和 7 年 1 月 7 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 4 号)

開示請求に係る 公文書の件名	・ 公益通報（平成 3 0 年 8 月 2 1 日申立分）に関する報告書（第 1 回） ・ 公益通報調査結果報告書
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和 2 年 6 月 1 2 日
決定年月日	令和 2 年 6 月 2 6 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、法人等事業活動情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 2 年 9 月 2 8 日
諮問年月日	令和 6 年 4 月 2 4 日
答申年月日	令和 6 年 1 1 月 1 9 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 5 号)

開示請求に係る 公文書の件名	・ 公益通報受理報告書（人事課内部資料） ・ 公益通報調査結果報告書
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和 2 年 6 月 1 2 日
決定年月日	令和 2 年 6 月 2 6 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、法人等事業活動情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 2 年 9 月 2 8 日
諮問年月日	令和 6 年 4 月 2 4 日
答申年月日	令和 6 年 1 1 月 1 9 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 6 号)

開示請求に係る 保有個人情報の 件名	平成 8 年からの身体障害者手帳の申請から調査、決裁と手帳の発行 書面の全ての書面について（3 級、1 級、の件全て） 自民党のコ ネにて決裁し発行した分
実施機関	市長（障害者支援課）
開示請求年月日	令和 5 年 8 月 3 0 日
決定年月日	令和 5 年 9 月 2 1 日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象となる保有個人情報を取得しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和 5 年 9 月 2 2 日
諮問年月日	令和 6 年 5 月 2 日
答申年月日	令和 6 年 1 1 月 1 9 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 7 号)

開示請求に係る 公文書の件名	和歌山市農業委員会事務局職員は、農振地区に所在する農地を土地 家屋調査士が分筆した土地に付き、農地法第 5 条 1 項規定で許可し たと証言したが、同法第 6 4 条以下の規定に該当しない許可証を交 付した公文書
実施機関	農業委員会（農業委員会事務局）
開示請求年月日	令和 5 年 9 月 2 7 日
決定年月日	令和 5 年 1 0 月 1 0 日
決定の内容	不開示
不開示理由	作成又は取得しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和 5 年 1 2 月 1 5 日
諮問年月日	令和 6 年 5 月 9 日
答申年月日	令和 7 年 1 月 7 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 1 1 8 号)

開示請求に係る 保有個人情報の 件名	平成〇〇年〇月〇〇日に私のことで保健所に相談された相談受理記 録
実施機関	市長（保健対策課）
開示請求年月日	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
決定年月日	令和 6 年 1 月 9 日
決定の内容	不開示（存否応答拒否）
不開示理由	存在しているか否かを答えることは、開示請求者以外の個人に関す る情報を開示することとなるため。
審査請求年月日	令和 6 年 1 月 2 6 日
諮問年月日	令和 6 年 5 月 3 1 日
答申年月日	令和 7 年 1 月 7 日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 119 号)

開示請求に係る 公文書の件名	・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 平成 30 年 4 月 16 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 平成 30 年 5 月 11 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 平成 30 年 8 月 1 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 平成 30 年 9 月 13 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 平成 31 年 2 月 8 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 令和 2 年 7 月 14 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 令和 2 年 10 月 7 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 令和 2 年 10 月 8 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 令和 3 年 3 月 5 日 ・差別事件（問題）報告書（第 1 報）受理年月日 令和 4 年 5 月 6 日 ・■■小学校 賤称語を使った問題発言について 発生日 平成 30 年 9 月 11 日 ・■■中学校 賤称語を使った問題発言について 発生日 令和元年 9 月 6 日 ・■■小学校 ■■■■■児童による差別発言について 発生日 令和元年 9 月 17 日 ・■■中学校■■■■生徒による問題発言について 発生日 令和 2 年 7 月 13 日 ・中学校生徒による問題発言について 発生日 令和 2 年 11 月 17 日 ・小学校長の問題発言について 発生日 令和 3 年 1 月 28 日 ・■■■■■■■■中学校■■生徒による問題発言について 発生日 令和 4 年 12 月 5 日 ・■■中学校■■生徒による問題発言について 発生日 令和 4 年 12 月 20 日 ・和歌山県に届いた差別的投書 発生日 令和 5 年 5 月 6 日 ・■■中 ■■■■■生徒 A の問題発言があった 発生日 令和 5 年 10 月 5 日
実施機関	市長（人権同和施策課）
開示請求年月日	令和 6 年 3 月 11 日
決定年月日	令和 6 年 4 月 10 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 6 年 7 月 1 日
諮問年月日	令和 6 年 11 月 15 日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第 120 号)

開示請求に係る 公文書の件名	整理番号 90 に対する不足の追加開示。試験掘りの目的、月日、業者名、費用、試験掘りの結果の科学的根拠及びその見地の発表者。試験掘り結果の運用の仕方、他関する全て
実施機関	市長（道路管理課）
開示請求年月日	令和 6 年 2 月 9 日
決定年月日	令和 6 年 2 月 21 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	対象公文書を取得、作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和 6 年 4 月 2 日
諮問年月日	令和 7 年 1 月 30 日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和 7 年 3 月 31 日時点)

	氏 名	職 名 等
会 長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委 員	加藤 康夫	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委 員	田又 俊男	
委 員	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

※会長及び職務代理以外の委員の氏名は、五十音順で記載しています。

7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ調査審議し、また特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べることもできます。

令和6年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第113回	令和6年7月3日（水）	・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について（住民基本台帳に関する事務）
第114回	令和6年11月5日（火）	・個人情報の漏えいに関する報告について ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について（地方税の賦課・徴収に関する事務）

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

（令和7年3月31日時点）

	氏 名	職 名 等
委 員	尾野 大樹	弁護士
委 員	大山 輝光	和歌山信愛大学 副学長
委 員	小泉 真一	弁護士
委 員	庄禮 美宝	公募
委 員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部 ネットワーク情報学メジャー 教授
委 員	藤本 章宏	和歌山大学 学術情報センター 講師
委 員	山田 喜道	公募
委 員	山本 龍一	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長

※ 令和7年3月31日時点で、会長及び職務代理は未選出です。

※ 氏名は、五十音順で記載しています。

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 1 号に係る答申第 7 9 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件処分を対象とされた公文書に加え、「業務委託契約書（令和2年4月1日付け）」を対象公文書として改めて特定した上で、部分開示決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年11月15日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「和歌山市子ども会連絡協議会の規約その他の和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書（当該公文書として同一の事項を内容とする複数の公文書が存する場合にあっては、その公文書については、その公文書のうち最新の内容を示したものに限る。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月19日、実施機関は、「令和2年度和歌山市子ども会連絡協議会運営費見積書」及び「令和2年度和歌山市子ども会連絡協議会事業計画書」を対象公文書として特定し、そのうち、見積書に押印された会長印の印影を条例第7条第2号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年2月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月6日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関においては、本件処分について、対象公文書として特定した公文書以外にも対象公文書を保有しているにもかかわらず、その対象公文書を開示することとしていない。したがって、本件処分は、条例の関係規定に違反する違法なものである。よって本件処分

に不服がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和2年11月19日付け和歌山市教育委員会指令青少第341号による公文書開示に関し、本件処分において対象公文書として特定した公文書の他に対象公文書が存在しているか否かの点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

- (1) 本件処分において対象公文書として特定した公文書は、和歌山市子ども会連絡協議会運営の業務を委託する契約を締結する際に、和歌山市子ども会連絡協議会より提出されたものである。その他請求内容に該当する文書については作成または取得していない。
- (2) 今回開示した公文書を除く対象公文書を本市は保有していないことから、青少年課が行った対象公文書の特定に不備はなく、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点

本件の争点は審査請求人が開示を求める公文書の存否である。

開示請求書の記載「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書（当該公文書として同一の事項を内容とする複数の公文書が存する場合にあっては、その公文書については、その公文書のうち最新の内容を示したものに限る。）」を素直に読めば、開示が期待される文書とは会社を例にすれば定款、マンションの管理組合を例にすれば管理規約に挙げられるような、団体の組織・運営・管理に関する基本的ルールを定めた文書であろうと思われる。

しかしながら、本件で実施機関が開示した文書は和歌山市子ども会連絡協議会の

組織・運営・管理に関する基本的ルールを定めた文書そのものではなく、「令和２年度和歌山市子ども会連絡協議会運営費見積書」及び「令和２年度和歌山市子ども会連絡協議会事業計画書」であった。本件で開示された文書は、広義には「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書」に当たりうるものの、狭義においては当たらないようにも思われた。

そこで、当審査会は、実施機関に対し、そもそも狭義の「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書」に当たる和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営・管理に関する基本的ルールを定めた文書が存在しないかどうか、次に、本件で開示された広義の「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書」に当たると考えられる「令和２年度和歌山市子ども会連絡協議会運営費見積書」及び「令和２年度和歌山市子ども会連絡協議会事業計画書」を実施機関が開示した趣旨、さらに、既の開示された公文書以外に開示できる公文書の有無、これら３点について実施機関に対し質問し回答を得た。

(２) 団体の組織・運営・管理に関する基本的ルールを定めた文書の存否について

実施機関の回答は、長年の取扱いを踏襲していたために、後述する業務委託契約に関する文書は格別、会社の定款のような団体の組織・運営・管理に関する基本的ルールを定めた文書は取得していなかったとの回答であった。長年にわたる取扱いの当否について審査会は判断する立場にないものの、少なくとも和歌山市子ども会連絡協議会の組織・運営・管理に関する基本的ルールを定めた文書が実施機関に不存在であった事実を審査会として確認できた。

(３) 本件開示の趣旨について

実施機関の回答は、広義の「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書」に当たるとの考えのもとに開示したとの回答であり、広義の「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書」に当たると解釈し公開できる文書を開示したことは、前述第５の１記載の条例の目的からすれば、審査会としても妥当なものとする。

(４) 既の開示された公文書以外に開示できる公文書の存否について

実施機関から本件の事務事業に関する公文書の提出を受けて審査会が見分したところ、既の開示した「令和２年度和歌山市子ども会連絡協議会運営費見積書」及び「令和２年度和歌山市子ども会連絡協議会事業計画書」に加え、和歌山市子ども会連絡協議会との「業務委託契約書（令和２年４月１日付け）」が和歌山市子ども会連絡協議会の運営に関連するものとして、広義の「和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書」に当たると考えられた。したがって、既の開示された公文書以外に開示できる公文書が存在するので、実施機関は「業務委託契約書（令和２年４月１日付け）」を対象公文書として改めて特定した上で開示すべきであると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 6月 6日	諮問書の受理
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議
令和 6年 2月 2日 (第77回審査会)	審 議
令和 6年 3月19日 (第78回審査会)	審 議
令和 6年 4月26日 (第79回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 2 号に係る答申第 8 0 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年11月9日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市長の職に係る日程表（令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に係るものに限る。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月24日、実施機関は、「市長日程表（令和2年4月から令和2年10月分）」を対象公文書として特定し、本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年1月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月25日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分をするのに当たり、開示請求に係る公文書として「市長日程表（令和2年4月から令和2年10月分）」を特定している。これは、市長の職務に係る日程を月ごとにまとめたものである。

ところで、市長の職務に係る日程については、幅広く庁内及び庁外の関係者との調整を必要とするというその特性上、日や週といった比較的短い期間を単位としてその日程表を作成する必要があると考えられるところであり、開示請求に係る公文書が月ごとの日程表のほかには存在しないとは考えがたい。

したがって、実施機関は、本来開示請求に係る公文書として開示すべき公文書を開示していないものと考えられるところであり、その点において、本件処分は条例第7

条に違反する違法なものである。

- (2) 審査請求人は、審査請求書において、対象公文書が本件処分により開示することとされた公文書のほかに存在しないとは考えがたく、実施機関は本来対象公文書として開示することとすべき公文書を開示することとしていないものと考えられる旨主張している。

これに対し、実施機関は、弁明書において、実施機関の職員において本件処分により開示することとした公文書のほかに市長に係る日程表を作成していることを認めつつも、この市長に係る日程表（以下「本件文書」という。）については、組織共用性がないことから、公文書に該当しない旨主張している。

これらのことからすると、本件の争点は、本件文書について公文書に該当するかどうか、とりわけ、本件文書について組織共用性があるかどうかということであると考えられる。

- (3) 本件文書については、通常、これを作成した職員のほか、市長本人や関係職員において適宜確認し、又は参照しているものと考えられる。そうであるとすれば、本件文書については、組織共用性があり、公文書に該当するものというべきである。

なお、念のため、本件文書について、市長本人や関係職員において確認し、又は参照していない場合において、公文書に該当するかどうかということについて検討する。

一般に、文書等の組織共用性については、文書等の作成若しくは取得、利用、保存等に係る事情等を総合的に考慮して判断すべきものであり、単に職員の間で文書等を共用しているかどうかといった形式的な事実に着目して機械的に判断すれば足りるというものではない。

本件文書については、市長に係る日程については幅広く庁内及び庁外の関係各所との調整を要するものと考えられることからして、実施機関においては担当職員において当然にこれを作成することが期待されているものであり、担当職員においてこれを作成するのに至ったのは実施機関の組織的な事情によるところが大きいものと考えられること、これが一旦作成された後には、これに基づいて市長及び関係職員が行動することとなり、高度の公的地位を有する市長の公務の遂行及び多数に及ぶものと考えられる関係職員の職務の遂行を規律するものとなっているものと考えられること等を考えあわせると、その実質において組織共用性を備えているものというべきである。

よって、本件文書については、いずれにせよ公文書に該当するものというべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和2年11月24日付け和歌山市指令秘第41号による公文書開示決定に関し、他に公文書が存在するか否かの点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

(1) 市長日程については、ホームページ上で公開しているものを公文書としている。

日々の日程については、市長日程が効率よく円滑に進むようにすることを目的として、担当者が自身の事務管理上、作成してはいるものの組織的に共有していないため公文書には該当せず、不存在となる。

(2) 市長日程について、公文書として開示した市長日程表の他に作成している本件文書については、市長日程が効率よく円滑に進むようにすることを目的として、担当者が自身の事務管理上作成しているもので、文書の作成又は取得の状況、利用の状況及び保存又は廃棄の状況など総合的な判断から実質的に組織共用性を備えていないため、条例第2条第2号に「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」と定められている公文書には該当しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件の争点は、実施機関が組織共用性を欠き公文書に該当しないと判断した文書につき組織共用性がある状態であったかどうかである。

組織共用性がある状態とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものをいい、業務上必要なものとして、利用され又は保存されている状態のものといえるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成し又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処分することができる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して

実質的な判断を行うのが相当であり、個別の事案ごとの判断となる。

当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は市長の日程に係る文書は、ホームページ上で公開されている市長日程を除き、上記いずれの観点からも消極方向の状況であったことから組織共用がなく、公文書に該当しないものとして、既に物理的に廃棄しているとのことであった。

当審査会の意見は後述する付言で詳細に述べることにするが、公文書の組織共用性の判断が上述のとおり個別の事案ごとに総合的かつ実質的に判断される性質のものであることからすれば、廃棄された文書の組織共用性の判断を実際の対象文書の見分を踏まえずに審査会が行うことについては慎重にならざるを得ない。しかしながら、開示請求当時の実施機関の職員における本件文書の利用の状況と、その後も現に本件文書が公文書に該当しないとして廃棄されている状況であることを鑑みると、実施機関の主張を覆すに足りる事情も認められないことから、解釈上の公文書不存在であると判断した。

3 付言

当審査会としては、今後の運用について、次のとおり付言しておきたい。

市長の日々の日程に関する文書は、事後的に振り返って市政を検証する際に重要な一次資料となりうる情報であると考えられる。ホームページで公開されている市長日程以外の市長の日程に関する情報が記載された文書について、実施機関が組織共用性がない文書と判断して廃棄してしまう運用は、情報の蓄積活用が不十分となる危険があるという点で今後の市政運営に悪影響を及ぼしてしまう懸念を審査会としては抱いている。実施機関におかれては、市長の日程に関する情報の有用性を踏まえ、その取扱いについては、組織共用性がない文書として廃棄する運用ではなく、可能な限り組織共用性を有する公文書として市政に活用する方向の運用を模索されることを期待したい。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 7月 25日	諮問書の受理
令和 5年 12月 22日 (第76回審査会)	審 議
令和 6年 2月 2日 (第77回審査会)	審 議
令和 6年 3月 19日 (第78回審査会)	審 議
令和 6年 4月 26日 (第79回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 3 号に係る答申第 8 1 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年11月9日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「副市長の職に係る日程表（令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に係るものに限る。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月24日、実施機関は、対象公文書は作成しておらず不存在であるとして、本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年1月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月25日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）実施機関は、公文書開示決定通知書（令和2年11月24日付け和歌山市指令秘第42号）で、本件処分に係る理由を「作成しておらず不存在」として提示している。

しかしながら、副市長の職務に係る日程については、幅広く庁内及び庁外の関係者との調整を必要とするというその特性上、日程表を作成する必要があると考えられるところであり、実施機関の職員において副市長の職に係る日程表を作成していないとは考えがたい。

したがって、実施機関は、本件処分に係る理由として事実と反する事項を提示し、本来開示請求に係る公文書として開示すべき公文書を開示していないものと考えられるところであり、その点において、条例第7条に違反する違法なものである。よっ

て、本件処分について不服がある。

- (2) 本件処分については、次のとおり新たに理由の提示に関し瑕疵があることが判明したので、当初において審査請求の理由として主張した事項の当否にかかわらず、これを取り消すよう求める。

実施機関は、本件処分を行った時点において、本件処分に係る理由を「作成しておらず不存在」として提示していた。しかしながら、実施機関は、弁明書において、その職員において対象公文書となり得る文書等を作成していることを認めるに至った。

一般に、処分に係る理由の提示については、その処分を受けた者におけるその処分に係る争訟の遂行の便宜を図ることにその趣旨があるものと考えられている。このことから、特に、情報公開制度に基づく処分のうち対象公文書が存在しないことを理由として対象公文書を開示しないこととする内容をその内容とする処分に係る理由の提示については、対象公文書の実際の存否と対象公文書の解釈上の存否のいずれが問題となるものであるかということを的確に示さなければならないものと解されている。本件処分に係る理由の提示については、和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）の関係規定の規律に服するところであるが、同条例の関係規定について上に述べたところと異に解すべき理由はない。

本件処分については、実施機関の職員において対象公文書となり得る文書等を作成しているものであり、対象公文書の実際の存否ではなく、対象公文書の解釈上の存否が問題となるものであると考えられるところ、実施機関は、本件処分に係る理由について、「作成しておらず不存在」とし、あたかも本件処分について対象公文書の実際の存否が問題となるものであるかのように提示している。このことからすると、本件処分については、理由の提示に関し瑕疵があり、この点において既に取消しを免れないものというべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和2年11月24日付け和歌山市指令秘第42号による公文書開示決定に関し、開示すべき公文書が存在するか否かの点及び本件処分に係る理由の提示に関し瑕疵が有るかの点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

- (1) 副市長の日程については、効率よく円滑に日程が進むようにすることを目的として、担当者が自身の事務管理上、作成してはいるものの組織的に共有していないため公文書には該当せず、不存在となる。
- (2) 副市長日程については、副市長の日程が効率よく円滑に進むようにすることを目的として、担当者が自身の事務管理上作成しているもので、文書の作成または取得の状況、利用の状況、保存または廃棄の状況など総合的な判断から実質的に組織共用性を

備えていないため、条例第2条第2号に「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」と定められている公文書には該当しない。このことから、開示すべき公文書は作成されておらず、存在しないため、本件処分に係る理由に瑕疵はなく、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、実施機関が組織共用性を欠き公文書に該当しないと判断した副市長日程文書につき組織共用性がある状態であったかどうか、処分の理由の提示に不備があったかどうかである。

(2) 副市長日程文書の組織共有性の有無

組織共用性がある状態とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものをいい、業務上必要なものとして、利用され又は保存されている状態のものといえるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成し又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処分することができる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当であり、個別の事案ごとの判断となる。

当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は副市長日程文書は、いずれの文書についても、①、②、③いずれの観点からも消極方向の状況であったことから組織共有性がない文書として、公文書に該当しないものとして、既に物理的に廃棄しているとのことであった。

当審査会としては、公文書の組織共用性の判断が上述のとおり個別の事案ごとに総合的かつ実質的に判断される性質のものであることからすれば、廃棄された文書の組織共用性の判断を実際の対象文書の見分を踏まえずに審査会が行うことについては慎重にならざるを得ない。しかしながら、開示請求当時の実施機関の職員における本件文書の利用の状況と、その後も現に本件文書が公文書に該当しないとして廃棄されている状況であることを鑑みると、実施機関の主張を覆すに足りる事情も認められないことから、解釈上の公文書不存在であると判断した。

(3) 理由の提示について

本件処分の「作成しておらず不存在」という理由からは、開示請求時点において、物理的に公文書を作成しておらず不存在という意味（物理的公文書不存在）又は物理的に文書は作成しているものの当該文書が公文書の要件を満たさないため不存在という意味（解釈上の公文書不存在）のいずれにも理解でき、条例に基づく開示請求の対象は公文書が前提となることを鑑みると、本件処分の理由の提示について不備があるとは認められない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 7月 25日	諮問書の受理
令和 5年 12月 22日 (第76回審査会)	審 議
令和 6年 2月 2日 (第77回審査会)	審 議
令和 6年 3月 19日 (第78回審査会)	審 議
令和 6年 4月 26日 (第79回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 4 号に係る答申第 8 2 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年7月28日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「事務局教育学習部青少年課において保有する令和元年8月6日付け「顧問弁護士と相談について（申請）」と題する公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月11日、実施機関は、「令和元年8月6日付「顧問弁護士と相談について（申請）」を対象公文書として特定し、そのうち、相談の前提となる事実及び相談資料を、条例第7条第3号及び第4号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和2年11月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年8月7日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、対象公文書の本来開示することとすべき部分を開示しないこととするものであり、少なくともこの点において条例の関係規定に違反する違法なものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分は次の理由により妥当である。

- (1) 本件処分において不開示とした情報は、顧問弁護士に法律相談をした内容であるが、これは意思決定を行うために専門家からその見解を聞き出し、意思決定の補助とする

ためのものであり、意思形成過程の情報にあたる。このような情報が公開されることになれば、今後の法律相談においてもその内容が公開されることを意識して発言しなければならなくなるほか、相談に係る当事者を含む外部からの圧力や干渉を受けて率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

したがって、本件処分において不開示とした情報は、実施機関内部における意思形成過程の情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第3号に掲げる情報に該当するものである。

- (2) 本件処分において不開示とした情報は、顧問弁護士に法律相談をした内容であるが、これは交渉や争訟等において有効な手段を講じる際の材料とするためのものである。このような情報が公開されることになれば、交渉や争訟等で主張する可能性がある情報を公開することになり、有効な手段を講じることができなくなるおそれがある。また、今後同種の事案が起こった際に、本市のとりうる対抗手段があらかじめ明らかになってしまうことにより、当事者としての地位を不当に害されるおそれがある。

また、法律相談はその性質上、内容は秘密で顧問弁護士と市との間の信頼関係に基づいている。その内容が公開されることになれば、顧問弁護士からは差し障りのない意見しか得ることができなくなり、その結果、市は交渉や争訟等において不利となり、当事者としての地位を不当に害されるおそれがある。

したがって、本件処分において不開示とした情報は、条例第7条第4号に掲げる情報に該当するものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第3号及び第4号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の本来開示することとすべき部分を開示し

ないこととするものであり、少なくともこの点において条例の関係規定に違反する違法なものであるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

条例第7条第3号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」である場合には、当該情報を不開示とすると規定している。また、同条第4号は、「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」である場合には、当該情報を不開示とすると規定している。

当審査会が見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、意思決定を行うために専門家からその見解を聞き出し、意思決定の補助とするための法律相談に関する具体的な相談内容であり、意思形成過程の情報であることが認められる。このような情報が公開されることになれば、今後の法律相談においてもその内容が公開されることを意識して発言しなければならなくなるほか、相談に係る当事者を含む外部からの圧力や干渉を受けて率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるという実施機関の主張に不合理な点は認められず、同条第3号の規定により不開示としたことについて、妥当であると判断した。

また、法律相談の内容は、交渉や争訟等において有効な手段を講じる際の材料とするためのものであることから、このような情報が公になることは、交渉や争訟等で主張する可能性がある情報を公開することになり、有効な手段を講じることができなくなるおそれがあると同時に、今後同種の事案が起こった際にも、対抗手段があらかじめ明らかになってしまうおそれがあるという実施機関の主張にも不合理な点は認められず、同条第4号の規定により不開示としたことについても、妥当であると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 8 月 7 日	諮問書の受理
令和 6 年 3 月 1 9 日 (第 7 8 回審査会)	審 議
令和 6 年 4 月 2 6 日 (第 7 9 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 5 号に係る答申第 8 3 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年7月28日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「事務局教育学習部青少年課において保有する令和元年8月16日付け「顧問弁護士と法律相談について（報告）」と題する公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月11日、実施機関は、「令和元年8月16日付「顧問弁護士と法律相談について（報告）」を対象公文書として特定し、そのうち、相談結果を、条例第7条第3号及び第4号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和2年11月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年8月7日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、対象公文書の本来開示することとすべき部分を開示しないこととするものであり、少なくともこの点において条例の関係規定に違反する違法なものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分は次の理由により妥当である。

- (1) 本件処分において不開示とした情報は、顧問弁護士に法律相談をした相談結果であるが、これは意思決定を行うために専門家からその見解を聞き出し、意思決定の補助

とするためのものであり、意思形成過程の情報にあたる。このような情報が公開されることになれば、今後の法律相談においてもその内容が公開されることを意識して発言しなければならなくなるほか、相談に係る当事者を含む外部からの圧力や干渉を受けて率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

したがって、本件処分において不開示とした情報は、実施機関内部における意思形成過程の情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第3号に掲げる情報に該当するものである。

- (2) 本件処分において不開示とした情報は、顧問弁護士に法律相談をした相談結果であるが、これは交渉や争訟等において有効な手段を講じる際の材料とするためのものである。このような情報が公開されることになれば、交渉や争訟等で主張する可能性がある情報を公開することになり、有効な手段を講じることができなくなるおそれがある。また、今後同種の事案が起こった際に、本市のとりうる対抗手段があらかじめ明らかになってしまうことにより、当事者としての地位を不当に害されるおそれがある。

また、法律相談はその性質上、内容は秘密で顧問弁護士と市との間の信頼関係に基づいている。その内容が公開されることになれば、顧問弁護士からは差し障りのない意見しか得ることができなくなり、その結果、市は交渉や争訟等において不利となり、当事者としての地位を不当に害されるおそれがある。

したがって、本件処分において不開示とした情報は、条例第7条第4号に掲げる情報に該当するものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第3号及び第4号に該当する情報が

あるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の本来開示することとすべき部分を開示しないこととするものであり、少なくともこの点において条例の関係規定に違反する違法なものであるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

条例第7条第3号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」である場合には、当該情報を不開示すると規定している。また、同条第4号は、「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」である場合には、当該情報を不開示すると規定している。

当審査会が見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、意思決定を行うために専門家からその見解を聞き出し、意思決定の補助とするための法律相談に関する具体的な相談内容であり、意思形成過程の情報であることが認められる。このような情報が公開されることになれば、今後の法律相談においてもその内容が公開されることを意識して発言しなければならなくなるほか、相談に係る当事者を含む外部からの圧力や干渉を受けて率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるという実施機関の主張に不合理な点は認められず、同条第3号の規定により不開示としたことについて、妥当であると判断した。

また、法律相談の内容は、交渉や争訟等において有効な手段を講じる際の材料とするためのものであることが認められる。このような情報が公になることは、交渉や争訟等で主張する可能性がある情報を公開することになることから、有効な手段を講じることができなくなると同時に、今後同種の事案が起こった際にも、対抗手段があらかじめ明らかになってしまうおそれがあり、また法律相談はその性質上、顧問弁護士と市との間の信頼関係に基づくものであることから、顧問弁護士からは差し障りのない意見しか得ることができなくなり、その結果、市は交渉や争訟等において不利となるなど、当事者としての地位を不当に害されるおそれがあるという実施機関の主張にも不合理な点は認められず、同条第4号の規定により不開示としたことについても、妥当であると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 8 月 7 日	諮問書の受理
令和 6 年 3 月 1 9 日 (第 7 8 回審査会)	審 議
令和 6 年 4 月 2 6 日 (第 7 9 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 6 号に係る答申第 8 4 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年5月6日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「人事異動に伴う青少年課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに係る事務引継書（これに相当する公文書を含む。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月20日、実施機関は、青少年課長、青少年課副課長その他の青少年課の職員が作成した事務引継書を対象公文書として特定し、そのうち、処分未了の事項の一部及び検討段階の事項の一部を、条例第7条第3号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年8月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年8月7日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。
対象公文書の不開示部分の不開示について疑義がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第3号によれば、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意

見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとなっており、一部不開示とした箇所はいずれも意思形成過程にあたるため、不開示としたものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分 of 取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第3号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、対象公文書の不開示部分の不開示について疑義があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、不開示情報該当性について検討する。

条例第7条第3号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」である場合には不開示とする旨を規定している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、不開示とされた処分未了の事項及び検討段階の事項に関する記載がされている部分には、実施機関における意思形成過程に関する情報が記載されていることが認められ、これらが公になることで、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあったと考えられることから、当該部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした本件処分は妥当であると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 8 月 7 日	諮問書の受理
令和 6 年 3 月 1 9 日 (第 7 8 回審査会)	審 議
令和 6 年 4 月 2 6 日 (第 7 9 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 2 号に係る答申第 8 5 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年11月30日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「事務局教育学習部青少年課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し作成し、又は取得した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年12月14日、実施機関は、請求対象公文書を作成又は取得していないため不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年1月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年2月2日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、公文書開示決定通知書（令和2年12月14日付け和歌山市教育委員会指令青少第366号）の「開示しない理由」欄で本件処分に係る理由を「請求対象公文書を作成又は取得していないため不存在」として提示しているが、和歌山市教育委員会職員の服務に関する規程（平成13年教育委員会訓令第2号）においてその例によることとされている和歌山市職員の服務に関する規程（昭和61年訓令第5号）第9条の規定によれば、実施機関の職員については、事務の引継ぎに際し事務引継書を作成することが義務付けられており、実施機関の職員においては、少なくとも事務引継書を作成しているものと考えられる。したがって、実施機関は、本件処分に係る理由として事実と反する事項を提示し、本来開示請求に係る公文書として開示すべ

き公文書を開示しておらず、本件処分は、条例第7条に違反する違法なものである。

- (2) 仮に対象公文書が存在しないとすれば、実施機関における事務の処理の方式は同教育委員会訓令に違背するものとなっているということになり、やはりこれを是認するわけにはいかない。
- (3) 審査請求人は、対象公文書として少なくとも実施機関の職員において作成した事務引継書が存在するものと考えられる旨主張しているものであり、もとより対象公文書は「事務局教育学習部青少年課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し作成し、又は取得した公文書」であるのであって、実施機関の職員において作成した事務引継書に限られるものでないことは言うまでもない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

和歌山市教育委員会職員の服務に関する規程においてその例によることとされている和歌山市職員の服務に関する規程第9条の規定によれば、事務引継書を作成することとなっているが、実務上、青少年課における引継ぎは、パソコンのデータや決裁綴り等の既存の公文書を活用しながら事業内容を前任者が口頭で引継し、後任者がそれを私的なメモに記載するという方法を採用しており、いわゆる公文書としての引継書を作成していない。

よって、対象公文書については、実際に作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

対象公文書は、実施機関が保有する青少年課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し作成し、又は取得した公文書であり、実施機関は、これを

不存在であるとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、実施機関において対象公文書が存在しているにもかかわらず、本件処分に係る理由として事実と反する事項を提示し、本来開示すべき公文書を開示していないことから本件処分は違法なものであるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、事務引継ぎにおけるメモの公文書該当性及び対象公文書の存否について検討する。

(2) 事務引継ぎにおけるメモの公文書該当性について

条例第2条第2号において「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されているところ、実施機関は、実務上、青少年課における事務引継ぎは、口頭により行っており、後任者が私的なメモに記載するという方法を採用しているため、公文書としての事務引継書を作成していないと主張している。

実施機関から提示を受けた行政不服審査法の規定により行われた口頭意見陳述の聴取結果記録書によれば、事務引継ぎの際には、前任者が後任者に口頭で伝えたことを後任者が私的なものとしてメモを作成している、又は関係簿冊に付箋を付けるなどして対応しているとのことである。これらの文書について、実施機関において、職員の記憶だけでなく、実際にその存在について探索を行い当該文書の不存在を確認した上で、本件処分を行っていることを鑑みると、当該文書の管理はその破棄を含め引継ぎを受けた職員のみが行っていたと考えられる。

このことから、実施機関が説明する私的なメモは、個人的な利用に止まるものと認められ、同号における「組織的に用いるもの」には該当せず、当該メモは公文書に該当しないとする実施機関の主張は妥当である。

(3) 対象公文書の存否について

実施機関が対象公文書を実際に作成又は取得しておらず、保有していないと説明する一方、審査請求人は、事務引継書は和歌山市教育委員会職員の服務に関する規程においてその例によることとされている和歌山市職員の服務に関する規程第9条の規定によれば、実施機関の職員については、事務の引継ぎに際し事務引継書を作成することが義務付けられており、実施機関の職員においては、少なくとも事務引継書を作成しているものと考えられるとともに、対象公文書は事務引継書に限られるものでないことを主張している。

審査請求人の主張のとおり、同条において「配置換、退職、休職等により担任していた事務の引継ぎを行うべきこととなった職員は、直ちに担任する事務の処理経過について事務引継書を作成し、後任者又は上司の指定する者に引き継がなければな

らない。」と規定されている。

しかし、実施機関が作成しなければならないとされている文書を作成していないことに係る正当性については、当審査会における調査審議の対象外であり、当審査会においては当該文書の開示についてのみ判断する。

かかる観点から本件を検討するに、実務上、口頭で引継ぎし、私的なメモを作成するなどにより事務処理を行っており、事務引継書その他の事務の引継ぎに係る公文書を作成又は取得しておらず、保有していないという実施機関の主張を否定することはできないことから、実施機関において事務引継書その他の事務の引継ぎに係る公文書を保有していると認めることはできない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 2 日	諮問書の受理
令和 6 年 3 月 1 9 日 (第 7 8 回審査会)	審 議
令和 6 年 4 月 2 6 日 (第 7 9 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 8 号に係る答申第 8 6 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年11月2日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「2020年3月の人権問題に関する意識調査の質問項目44及び45の回答をまとめた一覧表」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年11月12日、実施機関は、請求対象公文書を作成していないため不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和4年1月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月17日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、令和3年11月12日付け公文書開示決定通知書（和歌山市指令人同第223号）により、公文書の開示について、「請求対象公文書を作成していないため。」と全部を開示しないことと決定したという処分を行った。
- (2) 実施機関は、過去においても、人権意識調査報告書を作成してきた。そこでは今回の質問事項と同内容の集計を行っている。たとえば、直近で行われた人権意識調査においても、集計をおこない、同和問題に関する自由記述は、54人の回答を得て、開示している。本来業務として集計すべき事項であり、今回、「請求対象公文書を作成していないため」とは、意識調査の集計としては、行政として考えられない行為であり、信用に値しない。報告書（2020年3月付）の冒頭

のあいさつで、尾花正啓市長は、「市民の皆様の人権に対する意識の変化や動向を把握し、今後の人権に関する施策推進の参考とする」と述べているが、「作成していない」は、市民を騙すことになる。公金の無駄遣いといえる。したがって、参考とする資料を作成していないとは考えられない。

(3) よって、本件処分は、違法不当であると言わざるを得ない。

第4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、本件処分において全部不開示とした公文書が存在するか否かの点であるが、対象公文書は作成されておらず、公文書が存在しないため、本件処分は妥当であり、違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

本件の争点は審査請求人の主張する「2020年3月の人権問題に関する意識調査の質問項目44及び45の回答をまとめた一覧表」の公文書の存否である。

(2) 「人権問題に関する意識調査」の位置づけ

当審査会が事務局職員をして、「人権問題に関する意識調査」に関する業務の一連の流れについて実施機関に確認したところ、「人権問題に関する意識調査」は数年おきに改正される「和歌山市人権施策推進行動計画」の策定のための準備として行われる調査であり、また意識調査で得られた市民の回答を集計し、「人権問題に関する意識調査報告書」としてとりまとめ公表しているとのことである。

(3) 対象公文書の存否に係る審査会の検討

審査請求人が過去に開示を受けたと主張する文書（以下「過去の集約文書」）の詳細について、実施機関に確認したところ、審査請求人が54人の回答が集約された書類を所持するにいたった経緯については、過去に遡ってみるもののそれを確認することができなかった。

審査会は、実施機関に対し、「人権問題に関する意識調査報告書」の作成事務の中に各回答者の自由回答欄の回答内容を転記して集約した文書を作成するという作業が工程の一つとして有るのか確認したところ、過去の回から最新の回に至るまで「人権問題に関する意識調査報告書」に自由回答分析結果記事を記載することはなく、自由回答欄の回答内容を転記して集約文書を作成する作業も工程としてはないとのことであった。なお、自由回答については、選択肢だけでは示されない市民の人権に対する意識の変化や動向、施策への意見や要望を把握することを目的としており、特筆すべき意見・要望等がある場合には、「和歌山市人権施策推進行動計画」の策定・改定時に行う関係各課へのヒアリングにおいて、対応できる事業の有無などを確認し、計画に反映させるなどして活用しているとのことであった。

かかる実施機関の説明については、自由回答は「和歌山市人権施策推進行動計画」の策定に活用されるもので、「人権問題に関する意識調査報告書」の構成上も必要ないのであれば回答書の集約文書を作成していないことはあり得ることであり、実施機関の公文書不存在的の説明は一定の合理性がある。

以上のとおり、審査会は文書の不存在的につき、実施機関の「人権問題に関する意識調査」、「人権問題に関する意識調査報告書」、「和歌山市人権施策推進行動計画」の業務の一連の流れに照らし、実施機関の説明については、一定の合理性が認められたことから、対象公文書は不存在的であるとの心証に達した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年10月17日	諮問書の受理
令和 6年 4月26日 (第79回審査会)	審 議
令和 6年 5月20日 (第80回審査会)	審 議
令和 6年 7月 8日 (第81回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 0 号に係る答申第 8 7 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年10月28日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「2019年、2020年、2021年度の解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会の和歌山市への要望書及び話し合いの回答書及び議事録」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年12月24日、実施機関は、部落解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会との話し合いに関する要望書・回答書（2019年、2020年、2021年度分）を対象公文書として特定し、対象公文書の一部を条例第7条第2号、第4号及び第5号に該当するとして不開示とする、また議事録については作成及び取得していないため不存在として不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和4年2月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年11月14日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は最初に一部非開示（以下非開示と略す）の適用理由について、条例第7条第2号、第4号、第5号を示している。

第2号の適用理由は「当該情報を開示することにより、あらぬ誤解を生み、当該法人又は当該事業を営む個人の名誉が侵害され、社会的信用及び社会的評価が低下、若しくは、権利その他正当な利益を害する恐れがあるため」としているが、条例第7条第2号は「(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独

立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの(人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)」である。

開示を求めた文書は、和歌山市に部落解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会の要望としてだされた項目であり、地区道路の改修や交差点の安全対策の項目が「あらぬ誤解を生み、当該法人又は当該事業を営む個人の名誉が侵害され、社会的信用及び社会的評価が低下、若しくは、権利その他正当な利益を害する」に当たらない。基づく非開示の理由ではない。なぜ該当なのか合理的説明を求める。非開示部分の開示を求める。

次に、第4号の適用理由は「当該情報を開示することにより、特定の地域へのあらぬ誤解や偏見を生むおそれがある。これは実施機関と地域住民との間の信頼関係を損ない、不信感を生むことになり、関係者の理解や協力が得られなくなるおそれがあるため」としているが、条例第7条第4号は、「(4) 実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、ア 監査、検査、許可、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、イ 契約、入札、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、オ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と、第4号は事務又は事業が公正又は適正な遂行に支障を及ぼすから非開示にするとしているが、防災計画などは市民に広く知ってもらうことにより防災になり、防災地域を非開示にしているのは、真の防災にならない。したがって、防災計画を地区名などは非開示に当たらない。実施機関に適用理由を求めるとともに、開示を求める。

また、実施機関にだされた要望及び回答が「当該情報開示することにより、特定の地域へのあらぬ誤解や偏見を生むおそれがある」要望や回答であることを、実施機関は認めていることである。

第5号の理由は「当該情報を開示することにより、特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる恐れがあるためとしているため」としているが、第7条第5

号は「(5) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」であり、要望書にある地域づくりなどが、地区を開示して「人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる」とは考えられない。地域づくりを求めることが「あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。」とは合法ではない。適用理由の説明を求める。一般的には、公共性や社会性がある地域の改善の要求は、和歌山市のどの地区から出されても広く市民が知り共感してもらうことにより前に進む。地域名や支部名を非開示にする理由は、条例には見当たらない。実施機関は条例をゆがめている。その理由の説明を求める。開示すべきである。

- (2) 非開示適用理由条例第7条第2号、第4号、第5号に、「あらぬ誤解」、「あらぬ誤解や偏見」「あらぬ偏見を生み差別意識」など、条例には無い記述があるが、公文書開示にあたって法的には何を意味するのか、説明を求める。
- (3) 次に、非開示の理由として、条例第7条第5号を適用理由として、「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる恐れがあるためとしている」が、これについて、実施機関は、支部名の開示が「あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる」となるのか理由を示していない。支部名を非開示とした適用理由とした説明を求める。

実施機関は、市長交際費において、すでに部落解放同盟支部名を公表している。例をあげれば、実施機関は、平成30年5月26日に部落解放同盟鳴神支部懇親会が開かれて、会費2000円を支出したと公表している。非開示の適用理由からすれば、支部名の公表は「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる」となるとの適用理由を述べているが、市自らがその行為を行ったことになる。したがって、非開示の理由は合理性を欠く。市長は公表しているにも関わらず、私には非開示とすることは、二重規範であり、条例に反する。開示を求める。

- (4) 2019年、2020年、2021年の3年間の開示請求であるが、2019年度を例に挙げる（2020年、2021年にも同じ項目がある）。2019年度の健康局の要求書の非開示部分は、部落解放同盟支部名であるが、地区名でもある。要求項目の中には、鳴神、杭ノ瀬地区、杭ノ瀬診療所、杭ノ瀬共同浴場がみられ、これらは開示されている。これらの項目は、どの支部・地区から出された要望か一目瞭然であり、非開示にする整合性は見られない。条例第7条に基づき非開示にする理由はない。

どの地区が非開示であり、どの地区が開示とする事項について法的根拠が説明を求める。福祉局についても、本渡、鳴神、善明寺、杭ノ瀬、栄谷、平井など地区名が開示されている。地区名が開示されているのに、支部名を非開示にする理由がみあたらない。そうだとすれば、地区名は、「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる恐れがある」にあらず、部落解放同盟の支部名の開示は「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされるおそれがある」に該当することになると理解するのは合理的である。地区名と部落解放同盟の支部名どちらも「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる恐れがある」にあたるのか、合法的な説明を求める。非開示にする理由は見当たらない。開示を求める。

- (5) 市教育委員会においても、2019年度の要求書の支部名を非開示にしているが、要求の中には、杭ノ瀬、鳴神、山口などの地区名は開示されている。(4)と同じことになるが、地域名と支部名のどちらも、「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる恐れがある」のか説明を求める。

また安原小、東和中、東中と開示されているが、要求30の学校名は非開示である。他の学校は開示されているのに、特定の学校だけが「特定の地域に居住する住民の家庭状況や住環境等について、あらぬ偏見を生み差別意識を助長するおそれがある。その結果、地域住民の名誉が害されるおそれのほか、いらぬ対立を生み、平穏かつ正常な社会生活が脅かされる恐れがある」となるのか適用理由の説明を求める。非開示の学校名と開示の学校名と取り扱いが異なっている事の説明を求める。ちなみに、実施機関は地域子ども会名をすべて開示している。今回の開示における実施機関の態度は二重規範であり、合理的な適用理由はなり立たず、条例に反する。一方では請求では開示し、他方の請求では非開示にする理由はなにか、実施機関に問いたい。説明と開示を求める。

- (6) 私は、2021年10月28日、市教育委員会に和歌山市地域子ども会の和歌山市への要望と回答(2019年、2020年、2021年)について開示を請求した。11月11日に開示された。条例第7条第2号による印影の非開示と要望項目14番の地区名と学校の非開示の2か所のみだった。他は開示した。非開示部分についても例外的だとした。

実施機関は、地域子ども会の要望書では地区名も子ども会名も開示しているのにも関わらず、部落解放同盟の要望書では非開示としたのは、実施機関として条例をゆがめる二重規範であり、不当である。速やかに開示を求める。また、地域子ども会の要望書では開示し、部落解放同盟の要望書では非開示にした理由の説明を求める。

(7) さらに、地区名については、貴和歌山市情報公開条例審議会で、2度にわたり開示という答申が出されている。実施機関は議会本会議において、審議会の答申を尊重すると答弁しており、今回の処分は、公の場で市民を欺いたことになる。「尊重する」と述べながら、非開示にすることについて、遵法精神はまったく感じられない。説明と開示を求める。

(8) 実施機関は、一般地区については、地区名は隠すこと無く開示している。非開示にすることは、非開示にされた地区名は、「一般地区では無く、何か特別な地域である」と行政の認識と考えられる。公平・平等をむねとする法律は、「特別な地区」と線引きし、特別扱いをすることは、差別と考えられ、法の下での平等を原則とする憲法にも反する。また、線引きをして特別に扱うとすることは、部落差別の解消の推進に関する法律に反する行為でもある。和歌山市は部落差別の解消と言いながら、かえって一般地区でない「非開示の地区」を作りだし、実施機関自ら「あらぬ誤解や偏見」をまき散らしていると考ええる。説明と開示を求める。

ちなみに、杭ノ瀬、鳴神、山口などの地名は、厳密に言えば旧同和地区名ではない。非開示の理由は見当たらない。同和利権を続けるために非開示としたと考えるのが合理的な考えである。

(9) このような実施機関の姿勢を続けてきたことが、同和の法律が終了して20年も経過するが、同和問題を解決できない深刻な要因であり、同和問題の解決をまるで他人事のようにとらえ、行政の責務を果たしていない。怒りすら覚える。

(10) よって、本件処分は、違法不当であると言わざるを得ない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は次のとおりである。

- (1) 市長交際費の支出先として支部名や団体名を公開している件については、交際費関係書類を公開するものであって、二重規範には当たらないと考えている。よって、本件処分で不開示とした事項は、条例第7条第2号、第4号、又は第5号にそれぞれ該当し、妥当な処分である。
- (2) 当該公文書には、特定の地域を指す地名や地区名及び学校名が含まれており、それらを一律に開示すると、特定の地域に対しての偏見や差別意識を助長させ、住民の生活を脅かすおそれがある。その結果、実施機関と当該地区住民との信頼関係を損ない、不信を生み、実施機関が行う事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障をきたすものと危惧される。

この他、個人商店名や地縁団体名ならびに企業名等場所を特定できるような施設名も当該公文書に記載されており、それらの名称は広く地域に認識されている固有の名称と思われ、地域の特定につながるおそれのあるものとする。よって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利が侵害されることが危惧される。

本件で危惧している差別事象は、居住地域と密接に結びついていることから、当該公文書を全て開示しても、このような差別は起こらないとは考えにくい。

また、条例第4条においても、開示を受けた公文書について、何が適正な使用かは明記されておらず、罰則もない。開示された情報の使用目的に制限がない状態において当該公文書を全て開示することは、事務又は事業の公正又は適正な遂行と、住民の平穏な生活を妨げる要因となりかねない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第2号、第4号及び第5号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の一部が不開示とされたこと及びその理由について不服があるとして不開示部分の開示を求める趣旨のもと本件処分の取消しを求めていると考えられるところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性及び提示された不開示理由の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを不開示すると規定している。

不開示とした部分は、特定の法人が実施する特定の工事に関する情報及び特定の事業者名であるが、当該情報を開示すると、それらの名称は広く地域に認識されている固有の名称と認められ、地域の特定につながるおそれがあり、公開することにより当該法人等の社会的な信用及び評価に影響を及ぼすなど、その権利が侵害されることが危惧されるという実施機関の主張を否定するに足る事情も認められないことから、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると規定している。

不開示とした部分は団体を構成する支部が属する地域の名称及び団体が構成する支部が属する地域において結成されている任意の団体名称ないし任意の団体名称の一部であるが、当該部分を開示することにより、特定の地区への誤解や偏見を生み、実施機関と地域住民との間の信頼関係を損ない不信感を生むおそれがあり、またこれにより今後の事業実施に際し、関係者の理解や協力が得られなくなる恐れがあるという実施機関の主張を否定するに足る事情も認められないことから、条例7条第4号に該当するものと認められる。

(4) 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすると規定している。

不開示とした部分は、団体を構成する支部の地域名称、団体を構成する支部が属する学校名、団体を構成する支部が属する地域の名称であるが、当該部分を開示することによって、特定の地域に対しての偏見や差別意識を助長させ、地域住民の平穏な生活を脅かすおそれがあるという実施機関の主張を否定するに足る事情も認められないことから、条例7条第5号に該当するものと認められる。

(5) 不開示とした理由の提示について

実施機関が行った不開示とした理由の提示について、単に条例各号の規定を引用しただけでなく各号に該当する一定程度具体的なおそれを示されていることが認められることから、情報公開制度における理由の提示の説明の程度としては不足するものではないと判断した。

(6) その他

審査請求人は、「支部名を非開示としつつも、支部を連想させる施設名や地区名が開示されている」との主張をしている。しかしながら、そもそも不開示とされなかった部分について不開示とすべきであったかどうかについては当審査会の調査審議の対象外の事項であるため当審査会は立ち入らない。

当審査会としては、上述のように、実施機関が不開示とした情報の範囲とその理由について調査審議を行った結果、妥当であるとの結論に至ったものである。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年11月14日	諮問書の受理
令和 6年 4月26日 (第79回審査会)	審 議
令和 6年 5月20日 (第80回審査会)	審 議
令和 6年 7月 8日 (第81回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 1 号に係る答申第 8 8 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和4年11月22日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「人権同和施策課が把握している「匿名性を悪用した人権侵害」のインターネットの書込の2018年58件、2019年34件、2020年度34件、2021年度52件及び削除要請に応じた一覧と応じなかった一覧」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和4年12月1日、実施機関は、「2018年度削除要請状況一覧表、2019年度削除要請状況一覧表、2020年度削除要請状況一覧表及び2021年度削除要請状況一覧表」を対象公文書として特定し、対象公文書の一部を条例第7条第4号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和5年1月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年1月10日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第1条は、「この条例は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。」として、市民の知る権利を保障するものである。条例第7条は、公文書の開示義務として「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文

書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と開示義務を行政に課している。

また、第4号には、「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定しているが、「ア監査、検査、許可、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」「イ契約、入札、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」「ウ調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」「エ人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」「オ市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」に限定しており、今回の請求文書はこの5項目にまったく当てはまらない。モニタリングという文言は一言もない。まして、行政上の「秘密」にしなければならない事項ではない。新聞の記事にも示されているように、公開の席上で報告されたものである。

(2) 過去において、和歌山市は、市が把握している差別事件について、個人に係る情報については不開示部分があったが、開示をしてきた。その中には、インターネット上の情報のスレッドもあった。今回の非開示の理由（公にすることで、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組をおこなっている市の人権啓発事業の適正な遂行に支障）は、条例の5項目にない。すでに、過去の開示は「遂行に支障がなかった」のに、今回なぜ「支障がある」のか示されていない。これまでとは矛盾し、市民の知る権利を侵害するものである。開示は当然である。和歌山市に都合の悪いことが「書込」まれていたため、「非開示」にしたと指摘する。

(3) 「公にすることで、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組をおこなっている市の人権啓発事業の適正な遂行に支障」とは何を意味するのか。和歌山市は、同和の特別法の終了から20年過も、実質「同和事業」をおこなってきた。

「旧同和地区だけの公共施設」もそのままであり、今も和歌山市条例に反する特別な事業を実施しており「不適切な遂行」と言える。「人権啓発事業の適正な遂行」とは、これからも実質「同和事業」をおこなうことなのか。これでは、同和問題の解決に逆行する。「差別行為の根絶等」についても何が「差別行為」であるか明確にした上で取り組むことが求められている。さらに、「同和問題の解決と発言してきた者」が起こした一連の不正行為（補助金の横領）などは、長年放置されてきたが、公表（発覚）することによって是正されるのではないか。市職員の人権研修の専門委員が関わったこれらの不正行為は同和問題の解決を妨げるものに他ならないし、「支障」を起こ

してきた「(地対協の指摘する)新しい要因」と考えられる。和歌山市は職員研修も含めて、どんな「人権啓発事業」をおこなってきたのか多々疑問があるところである。

また、和歌山市は「差別がある」と人権啓発事業で強調してきたが、「人権意識の向上」や「人権啓発事業の適正な遂行」にどのように関係しているのか、答えられない。

- (4) 和歌山市は、同和の特別法が終了後も「同和地区」との文言を使っている。元々「同和地区」との文言は、同和の特別対策をおこなうために行政が使った文言であり、特別法の終了とともに「終了される文言」で、本来であれば使うべき言葉ではないが、今も平気で使っている。和歌山市に「同和地区」があり、部落差別があると啓発してきた。これは「旧同和地区」に対するマイナスイメージを市民に持たせる「新しい要因」となるものである。(私は、今日では「旧同和地区」と言うことも必要なくなってきたと思っている。)一例を上げれば、和歌山市(2020年)の人権に関する意識調査では、同和問題に関して特にどのような問題が起きていると思いますかという問いの選択項目に「結婚問題で周囲が反対すること」を上げ、「同和地区に対するマイナスイメージ」を強調し、文言を使っている。これは部落問題の解決を妨げる「新しい要因」であると指摘できるのではないか。これらは、同和問題の現状を正確に伝えていないという点で厳しく批判されるべきものとする。不開示にされたので内容は全くわからないが、「書き込み」には和歌山市のこのような姿勢が反映されている事項もあると推察される。開示すれば和歌山市に何か不都合なことがあるのか疑問である。一刻も早く開示すべきである。

- (5) 弁明書では「差別的書込」としているが、「差別」とは述べていない。「差別的書込」の規定は何か、根拠もなく意味不明であり、回答を求めたい。過去においては、「和歌山市への批判」も「差別」としてきた。これまで「差別事件」を開示して今回「差別的書込」を開示にする理由はみあたらない。差別的書込とそうでない書込はだれが判断し、その基準はなにか明らかではない。また、このような不開示の理由であれば、何でもかんでも「差別的書込」として隠蔽される「おそれがあり」、知る権利の侵害である。また、「同和」という言葉を使えば差別としてきた和歌山市は、「同和」や「同和地区」という文言を使っている事実がある。

- (6) モニタリングは差別解消を目的と推察されるが、それには全く触れていないのは、同和行政を進めるための手段にしていると考えられる。つまり同和行政をするために「差別」をモニタリングしているとは考えられない。

- (7) 過去においても、和歌山市の職員が「差別メール」を送信した。またこれまで開示された「書込」についても、和歌山市の職員以外に知り得ない「書込」もあり、和歌山市が「やらせ」をしていると疑われても言い訳は難しい。

とりわけ、同和問題が身近にない人は、同和問題の「書込」などすることは稀である。それに対し、一般的に、同和行政の恩恵を受けている人は、その恩恵がなくなれ

ば困る。同和問題が解消しないためには「差別」は有った方が恩恵が受けられることになりかねない。そのために、実施機関が不開示にしたと審査請求人として指摘する。

- (8) 法によって市民（国民）の知る権利は保障されている。和歌山市はこれまで、「差別事件」の学習と称して、差別問題の学習会をしてしらせてきたが、これは市が拡散していることになる。

条例には、実施機関がかつてに、「判断」することは求めている。情報公開法や条例を逸脱する違法な行為である。

- (9) 強調するが、あれこれと言いつつ、本来あるべき公文書を隠蔽することは、条例第1条で「この条例は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。」と述べられている目的と真逆で、これでは、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深めることにならない。不信を増すばかりであり、知る権利を侵害したものである。
- (10) 条例第3条は「実施機関は、市民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と示し、公文書の開示を求める権利を十分に尊重としている。その際、個人情報の保護を求めているが、サイト名、内容、スレッド名、分野、内容は不開示を求めている。実施機関が不開示にする理由は見あたらない。恣意的に逸脱したものである。
- (11) 開示をもとめ、開示されると「その書込を拡散することにつながる」と、審査請求人を差別者扱いにしているが、市民を差別扱いするとは何事か。撤回を求める。審査請求人は差別事件の開示をこれまで求めてきた。県も実施機関も「差別事件」の開示をしてきたが、このような事実はなくこれには抗議する。法で定められた知る権利を侵害するために「おそれがある」との文言を使っている。具体的事実もないのに不開示にはできない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分について、同号に規定された列記事項に該当しないため、開示すべきであるとしているが、同号に列記された情報は例示であり、例示されていない情報であっても、公にすることにより事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができると解される。モニ

タリング事業は、インターネットの匿名性を利用した同和地区や特定の個人を誹謗中傷する悪質な差別書き込みが社会的な問題となっていることから、それらの書き込みを早期に発見し、拡散を防止することを目的としてサイト管理者に削除要請を行うものである。不開示部分を公にすることは、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障が及ぼすおそれがある場合に該当することから、同号の規定を適用したことは妥当である。

- (2) 内容については、削除依頼を行った差別的な書き込みを記載しているため、これを開示することは、インターネットモニタリング事業の目的に反するものであり、またインターネット以外にも公開することになり、差別的な書き込みを実施機関がインターネット以外にも公開することになるため、これは実施機関が差別的な書き込みを拡散することと同義であり、人権意識の高揚や人権啓発事業の適正な遂行に反することになる。
- (3) インターネットを閲覧できる環境があれば、サイト名やスレッド名等の情報から、該当サイトや各検索サイト等において検索することにより、削除要請を行った差別的な書き込みを特定することが可能であり、これらの情報を公開することは差別的な書き込みを開示することと同様である。
- (4) この情報から、削除要請に応じたサイトと応じなかったサイトを知ることができるため、削除要請に応じたサイトに対し、利用者が利便性や匿名性等の面から忌避することが考えられ、このことが該当サイトの利用者数の低下を招き、サイト管理者に対して不利益を与えるおそれがある。その結果、削除要請に応じなくなるということも考えられるため、不開示部分を公にすることは、市の人権啓発活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第4号を適用し不開示とした。
- (5) インターネットに公開された情報は、WEB情報の保存を行っているサイトや各検索サイトの履歴、また閲覧した端末にも保存されるため、完全に消去するのは非常に困難である。削除要請により該当スレッドから差別的な書き込みが削除された場合でも、そのようなサイトや履歴に過去の情報が残っている場合があり、書き込みを特定できる可能性がある。
- (6) 新聞記事に記載された内容は、開示部分から読み取れる内容である。
- (7) 情報公開されたこれらの情報が不測の事態により、インターネット等において公開され衆目を集めるようなことがあれば、差別的な書き込みの拡散を助長することになる。
- (8) 審査請求人は開示されると「その書込を拡散することにつながる」と、私を差別者扱いしているが、市民を差別扱いするとは何事か。撤回を求める。と要求しているが、その書き込みを拡散することにつながるというのは、審査請求人を指すのではなく、(2) のとおり実施機関が差別的な書き込みを開示することによ

り、拡散する当事者になるという意味である。

- (9) 同和問題が解消しないためには「差別」はあった方が恩恵が受けられることになりかねない。そのために、不開示にしたと指摘する。とあるが、不開示の理由は、インターネットモニタリング事業の目的のとおり差別的な書き込みの拡散防止であり、そのような事実はない。
- (10) 以上のことから不開示部分（サイト名、内容、スレッド名、分野、内容）を開示することはインターネットモニタリング事業の目的に反するものであり、条例第7条第2号及び第4号に該当することから、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に第4号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の一部が不開示とされたことについて不服があるとして不開示部分の開示を求める趣旨のもと本件処分の取消しを求めていると考えられるところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示部分が不開示情報に該当するかについて検討する。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示すると規定している。同号に列挙された事務又は事業は例示であり、例示されていない情報でも、同号にいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合には、不開示となる。

当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、インターネットモニタリング事業の説明を求めた。実施機関によると、インターネットモニタリング事業は、市がインターネット上における掲示板やSNSなどへの悪質な差別書き込みを監視し悪質な差別書き込みの拡散防止を図ることを目的とする事業であり、悪質な差別書き込みを発見した際には速やかにプロバイダー事業者等に削除要請をして拡散防止を図っているとのことである。

審査会が対象公文書を見分したところ、本件で実施機関が不開示とした部分は、各年度の削除要請状況一覧表のサイト名（例を挙げればいわゆる匿名掲示板の固有名詞がこれに当たる。）、内容（例を挙げれば匿名掲示板に投稿をした投稿者の投稿内容がこれに当たる。）、スレッド名（例を挙げれば匿名掲示板のトピックがこれに当たる。）、レス番号（当該スレッドの中の投稿番号がこれに当たる。）、分野及び内容（差別のカテゴリーがこれに当たる。）である。

これらのうち、内容（匿名掲示板に投稿をした投稿者の投稿内容）欄については、削除依頼を行った差別的な書き込みが記載されており、これを開示することは、悪質な差別書き込みの拡散防止を図るというインターネットモニタリング事業の目的に反するものであることが認められ、人権意識の高揚や人権啓発事業の適正な遂行に反することになるという実施機関の説明は、当該事務事業に生じる支障の説明として合理性がある。

さらに、その他の不開示情報についても、インターネットを閲覧できる環境があればサイト名やスレッド名等の情報から、当該サイトや各検索サイト等において検索することにより、削除要請を行った差別的な書き込みを特定することが可能であり、また、削除要請により当該スレッドから差別的な書き込みが削除されたとしても、そのようなサイトや履歴に過去の情報が残っている場合があり、書き込みを特定できる可能性があるという実施機関の説明を否定するに足る事情も認められず、拡散防止というインターネットモニタリング事業の目的がその他の不開示情報の開示によっても損なわれてしまうおそれがあるという意味で、当該事務事業に支障が生じるとして不開示としたことは妥当であると判断した。

なお、審査請求人は、過去の開示を受けた文書で不開示とされなかった部分を開示とすべきであったとの主張をしている。しかしながら、当審査会としては本件処分を行った時点における不開示理由をもって実施機関が不開示とした妥当性を調査審議するものであり、過去の開示又は不開示の判断の妥当性については、当審査会における調査審議の対象外の事項であるため当審査会は立ち入らない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6年 1月10日	諮問書の受理
令和 6年 4月26日 (第79回審査会)	審 議
令和 6年 5月20日 (第80回審査会)	審 議
令和 6年 7月 8日 (第81回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 7 号に係る答申第 8 9 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）は不開示決定を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年7月7日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「HYDE氏記念ギャラリー」に展示してあるHYDE氏のサイン」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年7月21日、実施機関は、「HYDE氏記念ギャラリー」に展示してあるHYDE氏のサインは展示物品として展示しているものであり、公文書として取得していないことを理由に却下決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年10月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年8月30日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分には、次のとおり瑕疵がある。

- (1) 第一に、実施機関は、本件開示請求に関し、開示決定等をすべきものであったのに、本件処分によりこれを却下したものである。

ア 一般に、開示請求については、実施機関は、条例第11条第1項又は第2項の規定により開示決定等をすべきものであり、和歌山市行政手続条例第7条の適用がある場合に限り、同条の規定によりこれを却下すべきものとなる（開示請求の却下に関する規定としては同条の規定のほかに条例第6条第3項の規定があるものの、同項の規定は和歌山市行政手続条例第7条の規定の確認的規定であるものと解され（「和歌

山市情報公開条例の解釈及び運用」8頁参照)、同項の適用に係る問題は結局のところ同条の適用に係る問題に帰するものと考えられる。))。

イ この点、実施機関は、本件開示請求に関し、本件処分により、対象公文書が公文書に該当しないことを理由として同条の規定によりこれを却下したものである。そこで、本件開示請求に関し、対象公文書が公文書に該当しないことをもって同条の適用があるものということができるかどうかということについて検討する。

ウ 同条は、「行政庁は、形式上の要件に適合していない申請については、速やかに、…当該申請の補正を求めるか又はこれを却下するか、いずれかの措置を講じなければならない。」と規定する。同条の「形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために必要とされる要件のうち、申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断することができるものをいうものと解され、申請をすることができる事項についての申請であること、申請資格を有する者による申請であること、申請内容が真正であること等については、一般に、申請の内容審査を経ないと判断することができない問題であると考えられることから、これに該当しないものと解される(一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説 行政手続法〔27年改訂版〕」146頁参照)。

エ これを本件開示請求についてみると、対象公文書が公文書に該当することは、申請をすることができる事項についての申請であることに当たり、同条の「形式上の要件」には該当しないものと解される。そうすると、本件開示請求については、対象公文書が公文書に該当しないからといって本件開示請求が同条の「形式上の要件」に適合していないこととなるものではないものというべきである。

オ したがって、本件開示請求に関し、対象公文書が公文書に該当しないことをもって同条の適用があるものということとはできない。よって、本件開示請求については、実施機関は、条例第11条第1項又は第2項の規定により開示決定等をすべきものであった。

カ 以上で述べたところによれば、実施機関は、本件開示請求に関し、開示決定等をすべきものであったのに、本件処分によりこれを却下したものである。

(2) 第二に、実施機関は、対象公文書が公文書に該当するのに、対象公文書が公文書に該当しないことを理由として本件処分をしたものである。

ア 公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真…及び電磁的記録…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの」である(条例第2条第2号)。

イ 実施機関において対象公文書が公文書の要件のうち「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」ものであること、「文書、図画、写真…及び電磁的記録」であること、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして」取り扱っているものであること又は「実施機関が保有しているもの」であることのいずれにも該当しないものとして対象公文書が公文書に該当しないものと判断したのかということは必ずしも明

らかではないが、対象公文書は、市長が職務上作成し、又は市長若しくは市長部局に属する職員が職務上取得した文書又は図画であって、市長又は市長部局に属する職員が組織的に用いるものとして実施機関たる市長が保有しているものであり、公文書に該当する。

ウ したがって、実施機関は、対象公文書が公文書に該当するのに、対象公文書が公文書に該当しないことを理由として本件処分をしたものである。

第4 実施機関の主張

1 公文書該当性について

本件開示請求の対象は、市長が、HYDE氏が和歌山市ふるさと観光大使に就任した際に、HYDE氏から個人的に贈与された物品であり、公文書ではない。

2 本件処分について

却下については、本件開示請求の対象が公文書以外のものであるため、和歌山市情報公開事務取扱要綱第3章10（2）イを適用し、決定したものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

実施機関は、本件開示請求の対象は公文書として取得していないとして、却下処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件開示請求について実施機関は却下処分ではなく条例第11条第1項又は第2項の規定により開示決定等をすべきであり、また本件開示請求の対象は公文書に該当するとして、本件処分の取り消しを求めている。

審査会事務局職員をして実施機関の見解を確認したところ、実施機関は却下処分ではなく開示決定等をすべきであるという審査請求人の主張を認めるとしたことから、当審査会では却下の是非については判断せず、以下、対象公文書の見分結果に基づき、公文書該当性について検討する。

条例第2条第2号において「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は

取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。そこで、本件対象文書について、審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、HYDE氏のサインは平成31年1月30日に和歌山市がHYDE氏に和歌山市ふるさと観光大使を委嘱した際に、HYDE氏から和歌山市長個人に贈られたものであり、和歌山市長の個人的所有物を借りて、HYDE氏記念ギャラリーに展示しているとの説明であった。

上記実施機関の説明には不自然な点は認められず、そうであればHYDE氏のサインはあくまでも市長に個人的に贈与されたものであり、同号における「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」ものではないことから、公文書には該当せず、したがって、本件開示請求については不開示決定が妥当であると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 8月30日	諮問書の受理
令和 6年 3月19日 (第78回審査会)	審 議
令和 6年 4月26日 (第79回審査会)	審 議
令和 6年 5月20日 (第80回審査会)	審 議
令和 6年 7月 8日 (第81回審査会)	審 議
令和 6年 8月28日 (第82回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 4 号に係る答申第 9 0 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年6月12日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市において平成30年8月21日に受けた公益通報に係る次の公文書 ・当該公益通報の受理に係る公文書 ・当該公益通報の処理の経過を示した公文書 ・当該公益通報に係る事案に関する公益通報外部相談員の調査の結果を示した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年6月26日、実施機関は、「公益通報（平成30年8月21日申立分）に関する報告書（第1回）」及び「公益通報調査結果報告書」を対象公文書として特定し、そのうち、一部の情報が条例第7条第1号、第2号又は第4号に該当するとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和2年9月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年4月24日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求に係る処分について不服がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）公益通報（平成30年8月21日申立分）に関する報告書（第1回）について

ア 通報者個人の所属、氏名、経歴、状況及び上司に提出した願い出に関する情報、

通報者のみが知り得る情報並びに通報者以外の個人の所属、氏名及び発言内容に関する情報については、開示することにより、個人が特定されるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした。

イ 弁護士の印影については、開示することにより、偽造され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

ウ 通報者の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容、心情を表す内容等、開示することにより、公益通報制度に不信を抱き関係者間の信用が損なわれ、本件のみならず今後の類似案件においても通報者や関係者からの理解、協力が得にくくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある部分について、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした。

(2) 公益通報調査結果報告書について

ア 通報者個人の所属、氏名及び状況に関する情報、通報者以外の個人の所属、氏名、経歴及び発言内容に関する情報並びに通報者以外の特定の者のみが知り得る事実に関する情報については、開示することにより、個人が特定されるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした。

イ 弁護士の印影については、開示することにより、偽造され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、また、法人の内部情報については、開示することにより、法人活動を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

ウ 通報者及び通報者以外の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容等、開示することにより、公益通報制度に不信を抱き関係者間の信用が損なわれ、本件のみならず今後の類似案件においても通報者や関係者からの理解、協力が得にくくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある部分について、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした。

(3) 以上のことから、対象公文書の一部を不開示とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うよ

うに努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第2号又は第4号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の一部が不開示とされた本件処分について不服があるとして、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、主たる争点を不開示とされた部分の不開示情報該当性として、以下、対象公文書の見分結果に基づき検討する。

(2) 公益通報（平成30年8月21日申立分）に関する報告書（第1回）について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示すると規定している。実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、通報者個人の所属、氏名、経歴、状況及び上司に提出した願い出に関する情報、通報者のみが知り得る情報並びに通報者以外の個人の所属、氏名及び発言内容に関する情報が記載されている。これらの情報は特定の個人を識別することができるものであり、開示することにより、個人の権利利益を著しく害すると認められる。

条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを不開示すると規定している。実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、事業を営む弁護士の印影が記載されており、開示することにより、偽造され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示すると規定している。実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、通報者及び通報者以外の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容及び心情を表す内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、通報者や関係者を推知することが可能となるため、公益通報制度に対する通報者の信頼を損なうほか、今後の公益通報案件においても、通報そのものを躊躇したり、通報者や関係者が調査に協力することをためらうといった事態が生じ、正確な事実の把握が困難となることから、その結果、違法状態の是正及び再発防止のための必要な措置を講ずることができなくなるなど、

公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(3) 公益通報調査結果報告書について

条例第7条第1号の規定を適用し実施機関が不開示とした部分には、通報者個人の所属、氏名及び状況に関する情報、通報者以外の個人の所属、氏名、経歴及び発言内容に関する情報並びに通報者以外の特定の者のみが知り得る事実が記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

条例第7条第2号の規定を適用し実施機関が不開示とした部分には、事業を営む弁護士印の印影及び法人の活動の情報が記載されており、印影については開示することにより、偽造され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、法人の活動の情報については、公益通報制度に関する公文書であることを踏まえると、実施機関の主張にもあるとおり、開示することで法人活動を害するおそれがあるものと認められる。

条例第7条第4号の規定を適用し実施機関が不開示とした部分には、通報者及び通報者以外の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、通報者や関係者を推知することが可能となるため、公益通報制度に対する通報者の信頼を損なうほか、今後の公益通報案件においても、通報そのものを躊躇したり、通報者や関係者が調査に協力することをためらうといった事態が生じ、正確な事実の把握が困難となることから、その結果、違法状態の是正及び再発防止のための必要な措置を講ずることができなくなるなど、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(4) その他

審査請求書の審査請求の趣旨及び理由には「処分について不服がある」との記載しかないが、本件処分についてその他不合理な点が見受けられないことから、対象公文書の一部不開示部分の不開示情報該当性が本件審査請求の争点であるものと捉えて差し支えないものと判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 4 月 2 4 日	諮問書の受理
令和 6 年 7 月 8 日 (第 8 1 回審査会)	審 議
令和 6 年 8 月 2 8 日 (第 8 2 回審査会)	審 議
令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (第 8 3 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 5 号に係る答申第 9 1 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年6月12日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市において平成31年2月28日に受けた公益通報に係る次の公文書 ・当該公益通報の受理に係る公文書 ・当該公益通報の処理の経過を示した公文書 ・当該公益通報に係る事案に関する公益通報外部相談員の調査の結果を示した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年6月26日、実施機関は、「公益通報受理報告書（人事課内部資料）」及び「公益通報調査結果報告書」を対象公文書として特定し、そのうち一部の情報が、条例第7条第1号、第2号又は第4号に該当するとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和2年9月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年4月24日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求に係る処分について不服がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）公益通報受理報告書（人事課内部資料）について

ア 通報者個人の所属及び氏名に関する情報及び特定の者のみが知り得る情報につ

いては、開示することにより個人が特定されるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした。

イ 法人に関する通報者の意見に関する情報については、開示することにより、法人のイメージを悪くし法人活動を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

ウ 通報者の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容等、開示することにより、公益通報制度に不信を抱き関係者間の信用が損なわれ、本件のみならず今後の類似案件においても通報者や関係者からの理解、協力が得にくくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある部分について、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした。

(2) 公益通報調査結果報告書について

ア 通報者個人の所属、氏名及び経歴に関する情報並びに通報者以外の個人の氏名に関する情報については、開示することにより個人が特定されるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした。

イ 弁護士の印影については、開示することにより、偽造され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。

ウ 通報者の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容等、開示することにより、公益通報制度に不信を抱き関係者間の信用が損なわれ、本件のみならず今後の類似案件においても通報者や関係者からの理解、協力が得にくくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある部分について、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした。

(3) 以上のことから、対象公文書の一部を不開示とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第2号又は第4号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の一部が不開示とされた本件処分について不服があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、主たる争点を不開示とされた部分の不開示情報該当性として、以下、対象公文書の見分結果に基づき検討する。

(2) 公益通報受理報告書（人事課内部資料）について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示すると規定している。実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、通報者個人の所属及び氏名に関する情報及び特定の者のみが知り得る情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを不開示すると規定している。実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、法人に関する通報者の意見が記載されているが、これは実際に当該法人から示された情報ではなく、通報者の主観によるものであることから、公益通報制度に関する公文書であることを踏まえると、実施機関の主張にもあるとおり、法人のイメージを悪くし法人活動を害するおそれがあるものと認められる。

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示すると規定している。実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、通報者の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、通報者や関係者を推知することが可能となるため、公益通報制度に対する通報者の信頼を損なうほか、今後の公益通報案件においても、通報そのものを躊躇したり、通報者や関係者が調査に協力することをためらうといった事態が生じ、正確な事実の把握が困難となることから、その結果、違法状態の是正及び再発防止のための必要な措置を講ずることができなくなるなど、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(3) 公益通報調査結果報告書について

条例第7条第1号の規定を適用し実施機関が不開示とした部分には、通報者個人の所属、氏名及び経歴に関する情報並びに通報者以外の個人の氏名に関する情報が

記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

条例第7条第2号の規定を適用し実施機関が不開示とした部分には、事業を営む弁護士印の印影が記載されており、開示することにより、偽造され、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

条例第7条第4号の規定を適用し実施機関が不開示とした部分には、通報者の供述に関する情報のうち、特定の者のみが知り得る内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、通報者や関係者を推知することが可能となるため、公益通報制度に対する通報者の信頼を損なうほか、今後の公益通報案件においても、通報そのものを躊躇したり、通報者や関係者が調査に協力することをためらうといった事態が生じ、正確な事実の把握が困難となることから、その結果、違法状態の是正及び再発防止のための必要な措置を講ずることができなくなるなど、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(4) その他

審査請求書の審査請求の趣旨及び理由には「処分について不服がある」との記載しかないが、本件処分についてその他不合理な点が見受けられないことから、対象公文書の一部不開示部分の不開示情報該当性が本件審査請求の争点であるものと捉えて差し支えないものと考えられる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 4 月 2 4 日	諮問書の受理
令和 6 年 7 月 8 日 (第 8 1 回審査会)	審 議
令和 6 年 8 月 2 8 日 (第 8 2 回審査会)	審 議
令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (第 8 3 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 6 号に係る答申第 9 2 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和5年8月30日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成8年からの身体障害者手帳の申請から調査、決裁と手帳の発行書面の全ての書面について（3級、1級、の件全て） 自民党のコネにて決裁し発行した分」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和5年9月21日、実施機関は、対象となる保有個人情報を取得しておらず不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和5年9月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し書面により審査請求を行い、当該書面が令和5年10月2日に実施機関あて到達した。

4 諮問

令和6年5月2日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。
本件処分は不当であり、開示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る保有個人情報を含め、身体障害者手帳の申請等に係る保有個人情報が記載された公文書は、実施機関において20年間の文書保存期間が定められている。当該期間について実施機関は、平成9年度に和歌山市が中核市となり和歌山県か

ら和歌山市に身体障害者手帳の申請等に係る事務が移譲された際、和歌山県において当該事務に関する公文書の文書保存期間が20年間であったことから、実施機関においても当該事務に関する公文書の文書保存期間を和歌山県と同様に20年間としたものである。

- (2) 本件処分に係る保有個人情報とは平成8年度に和歌山県が取得した後、平成9年度以降は実施機関において当該保有個人情報に係る公文書の保存が行われていたものであるが、20年経過後の平成30年3月31日をもって、文書保存期間が満了となっているため、既に廃棄済みである。
- (3) また、実施機関の福祉システム等の電子記録媒体においても、本件処分に係る保有個人情報が記載された公文書は、存在しないものである。
- (4) 以上のことから、本件処分において違法又は不当な点はなく、妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

法の目的は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象保有個人情報については不存在であるとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分は不当であり、開示すべきであると主張しているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、審査請求人が開示を求める保有個人情報の存否について検討する。

(2) 保有個人情報の存否について

法第60条第1項において「保有個人情報」とは、「行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。）が職務上作成し、又は

取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。」と規定しているところ、実施機関は、本件処分に係る保有個人情報は平成８年度に和歌山県が取得した後、平成９年度以降は実施機関において当該保有個人情報に係る公文書の保存が行われていたものであるが、２０年経過後の平成３０年３月３１日をもって、文書保存期間が満了となっているため、既に廃棄済みであり、実施機関の福祉システム等の電子記録媒体においても、本件処分に係る保有個人情報が記載された公文書は、存在しないものであると主張している。

かかる実施機関の主張について、行政内部の事務の流れに照らしたところ特段不合理な点はないと認められることから、当審査会は、対象となる保有個人情報が不存在であるとして実施機関が行った本件処分は妥当であると判断した。

３ 結論

以上により、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 5 月 2 日	諮問書の受理
令和 6 年 8 月 2 8 日 (第 8 2 回審査会)	審 議
令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (第 8 3 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 0 9 号に係る答申第 9 3 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して代表監査委員（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年3月23日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、和歌山市監査委員に対し、「監査（平成31年度（令和元年度）中に実施したものに限る。）に係る資料の提出の要求に関する決裁に係る公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月20日、実施機関は、「令和元年5月9日起案 住民監査請求に係る資料の提出について」、「令和元年5月23日起案 住民監査請求に係る調査の実施について（受付第16号）」、「令和元年5月29日起案 住民監査請求に係る関係職員等への事情聴取調査書の送付について」、「令和元年5月29日起案 住民監査請求に係る資料の提出について」、「令和元年6月6日起案 住民監査請求に係る関係人調査について」、「令和元年6月12日起案 住民監査請求に係る資料の提出について」、「令和元年8月23日起案 住民監査請求に係る資料の提出について」、「平成31年4月23日起案 財政援助団体、出資団体及び指定管理者調べについて」、「令和元年7月24日起案 令和元年度財政援助団体監査の実施に係る通知について」及び「令和元年8月14日起案 令和元年度定期監査及び財政援助団体監査実施に伴う資料の提出について」を対象公文書として特定し、そのうち特定の個人を識別することができる氏名を条例第7条第1号及び第4号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、和歌山市監査委員に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月30日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書の不開示部分の不開示について疑義がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1号ウにおいて、個人に関する情報のうち、当該個人が公務員等であり、当該個人に関する情報がその職務の遂行に係る情報である場合、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、不開示情報から除くと規定されている。

しかしながら、開示請求に係る対象公文書のうち、不開示とした氏名は公務員等としての職務の遂行者としての氏名ではなく名宛人又は本文中に関係者として記載されている氏名であり、個人に関する情報であることから開示をすることにより特定の個人が識別される。個人に関する情報をみだりに公にすると、当該個人の権利利益を害することや回復困難な損害を及ぼすことがある。

- (2) また、監査に際し実施する関係人に対する調査依頼については、監査委員の職務権限として地方自治法第199条第8項に規定されているが、調査を拒否した場合の罰則規定は存在せず、調査に強制力はない。そのことから、監査を円滑に実施するためには、地方自治法第198条の3第2項により守秘義務を負う監査委員に対する信頼関係を前提とした関係人の任意の協力を得ることが不可欠となる。

関係人の氏名を開示した場合、当該関係人に想定外の不利益が生じることが予想され、今後実施する監査において関係人調査を行う際に関係人から回答を得ることができないなど関係人の理解や協力を得ることが難しくなり、ひいては正確な事実の把握や違法又は不当な行為の発見も困難になり、監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (3) 以上のことから、条例第7条第1号及び同条第4号に該当するとして行った本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うよ

うに努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号及び第4号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の不開示部分について疑義があるとして、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 住民監査請求の事務の流れについて

当審査会が監査事務局職員に対し住民監査請求に係る事務の流れの説明を求めたところ、次のような説明であった。

ア 住民監査請求とは住民全体の利益を確保することを目的に、市民が市長や職員などによる公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為に違法又は不当な事実があると認めるとき、このことを証明する書面を添えて監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる制度である。

イ 監査委員は、市民から住民監査請求に係る職員措置請求書等を提出された場合、その形式、対象等が地方自治法第242条の規定を満たしているのかについて審査を行い、それらを満たしている場合には、当該請求を受理するとともに、監査の実施計画を定め、その計画に基づき監査を実施する。

ウ 監査の実施においては、関係職員への調査をはじめ、請求人への陳述等の機会の付与や必要に応じて関係人への事情聴取など、事実確認のために必要と認められる各種調査を行い、監査委員はそれら調査により得た情報を総合的に判断し、60日以内に監査結果を合議により決定するものである。

(3) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示すると規定している。

なお、条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）」について、例外的に不開示情報から除くと規定している。

当審査会において対象公文書を見分した結果、本件処分において不開示となった情報は、資料提出を求める書類を特定するために必要な領収書の宛名及び関係人調査を依頼した名宛人氏名である。実施機関は、これら不開示とした氏名は公務員等としての職務の遂行者としての氏名ではなく、住民監査の関係者として記載されている氏名であり、開示することで当該個人の権利利益を害すると主張している。しかしながら、公費により支出されている政務活動費に関する情報は、市議会議員の職務の遂行に係る情報であり、同号ウにて規定された公務員の職務の遂行と評価するのが相当であるため、同号の不開示情報には該当しないものと当審査会は判断した。

(4) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると規定している。

実施機関によると、関係人に対する調査依頼については、監査委員の職務権限として地方自治法第199条第8項に規定されているが、調査を拒否した場合の罰則規定もなく、調査に強制力がないため、監査委員に対する信頼関係を前提とした任意の協力を得ることが不可欠とのことである。そのため、関係人の氏名を開示した場合、当該関係人に想定外の不利益が生じることが予想され、今後の関係人調査においても理解や協力が得られにくくなり、その結果、正確な事実の把握や違法又は不当な行為の発見が困難となるなど、監査の適正な遂行に支障を及ぼすと実施機関は主張している。

本件公文書のうち不開示となった部分は関係人調査の対象となった公務員の氏名であり、公務員という立場上、監査の関係人調査には真摯に対応すべきものではあるものの、強制力のない任意の調査であることを踏まえると、このような情報が開示されることで、今後の同種の調査に対する回答について当たり障りのない程度にとどめてしまう可能性もあることから、実施機関の主張についても一定の合理性があると考えられる。一方で当該情報の不開示により、住民監査請求や住民訴訟といった住民の権利行使の機会が不当に損なわれる事態につながる可能性もあることから、慎重に審理を行ったが、住民の権利行使にも特段影響がない情報であると認められた。

よって、同条第4号の規定により当該情報を不開示としたことについて、妥当であるとの結論に達した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年10月30日	諮問書の受理
令和 6年 5月20日 (第80回審査会)	審 議
令和 6年 7月 8日 (第81回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 6年 8月28日 (第82回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 6年11月12日 (第83回審査会)	審 議
令和 6年12月26日 (第84回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員（第80回審査会）

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員（第81回審査会から第84回審査会まで）

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 3 号に係る答申第 9 4 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年8月3日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成21年2月に開いた教育委員会の会議（定例会に限る。）に係る議事録及び当該会議の議事に関し教育委員会の委員に配布した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月17日、実施機関は、「定例教育委員会会議録（平成21年2月19日開催）及び当該会議の議事に関し教育委員会の委員に配布した公文書」を対象公文書として特定し、そのうち、個人の氏名、学校名及び連絡所名を、条例第7条第1号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和2年11月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年2月5日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関において本件処分において対象公文書として特定した会議録については、和歌山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（平成27年教育委員会規則第7号）による改正前の和歌山市教育委員会会議規則（平成12年教育委員会規則第31号。以下「旧教育委員会規則」という。）第22条第4号、第5号及び第7号に掲げる事項の記載を大幅に欠いており、及び旧教育委員会規則第24条の規定による委員長及び委員並びに教育長の署名を欠いている。

この点、実施機関においては、当時、旧教育委員会規則にのっとり適式な会議

録を作成すべきものであったのであるから、当然、実施機関において本件処分において対象公文書として特定した会議録のほかに、適式な会議録を作成し、これを保有しているものというべきである。

そうすると、実施機関においては、本件処分において、対象公文書として適式な会議録を特定すべきものであるところ、これを特定しなかったものである。よって、本件処分については、対象公文書の特定に不備があり、本件処分は、条例の関係規定に違反する違法なものである。

- (2) 本件処分については、実施機関は本件処分を行う権限を有しないのに実施機関において行ったものであり、重大な瑕疵がある。この点においても、本件処分はその取消しを免れない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分において対象公文書として特定した会議録（以下「本件特定会議録」という。）は、平成21年2月19日開催の定例会について旧教育委員会規則第21条第1項の規定により実施機関の事務局の職員が作成し、実施機関の事務局の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有している公文書（条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）である。審査請求人が述べるように、本件特定会議録は、旧教育委員会規則第22条第4号、第5号及び第7号に掲げる事項の記載並びに旧教育委員会規則第24条に規定する署名を欠くものではあるが、同日開催の定例会の議事について記載したものが本件特定会議録以外に存在しない以上、令和2年8月3日付け開示請求書記載の「平成21年2月に開いた教育委員会の会議（定例会に限る。）に係る議事録」に該当する文書として本件特定会議録を開示することとした本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うよう努めた。

2 審査会の判断

審査請求人が開示を求めた公文書は、「平成21年2月に開いた教育委員会の会議

（定例会に限る。）に係る議事録及び当該会議の議事に関し教育委員会の委員に配布した公文書」であり、実施機関は、「定例教育委員会会議録（平成２１年２月１９日開催）及び当該会議の議事に関し教育委員会の委員に配布した公文書」を対象公文書として特定し、そのうち、個人の氏名、学校名及び連絡所名を、条例第７条第１号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分について対象公文書の特定の不備があること及び実施機関に本件処分を行う権限が無いことを理由として本件処分の取消しを求めているところである。なお、当審査会が実施機関に対して本件処分の権限の所在について説明を求めたところ、実施機関に処分権限があったことの説明については、不合理とまでは言えず、本件処分を行う権限が実施機関に有るものとの結論に至ったため、本件審査においては対象公文書の特定の妥当性について検討する。

教育委員会会議録は、旧教育委員会規則によれば、会議終了後１０日以内に事務局職員により作成され、次回教育委員会にて承認を得たのち、旧教育委員会規則に規定された委員長、委員長の指名した１人の委員及び教育長が署名することとなっている。また、保存期間決定基準表に基づき文書の重要度等を勘案し、文書簿冊ごとの保存期間を定めている文書分類表によると、「教育委員会会議録」は３０年保存とされていることから、署名された会議録は本来であれば開示請求のあった時点では、実施機関において保管されているはずのものである。

しかしながら、実施機関によると、執務室及び書庫を探索したもののその文書の存在が確認できなかったため、当該会議録と同じ内容が記載されており、かつ決裁による決定も行われ、のちの教育委員会において承認も得た本件特定会議録を対象公文書と特定し開示したとのことである。

本件審査にあたり、再度実施機関にて署名された当該会議録の探索を行ったものの、やはりその存在が確認でなかったことから、署名された当該会議録と同内容が記載されている公文書として本件特定会議録を特定し実際に開示したことを踏まえると、情報公開制度の趣旨に反するとまでは言えず、妥当であると認めざるを得ない。

３ 結論

以上により、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 5 日	諮問書の受理
令和 6 年 7 月 8 日 (第 8 1 回審査会)	審 議
令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (第 8 3 回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (第 8 4 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 7 号に係る答申第 9 5 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市農業委員会会長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和5年9月27日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、和歌山市農業委員会に対し、「和歌山市農業委員会事務局職員は、農振地区に所在する農地を土地家屋調査士が分筆した土地に付き、農地法第5条1項規定で許可したと証言したが、同法第64条以下の規定に該当しない許可証を交付した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和5年10月10日、実施機関は、農地法第5条第1項（農地転用許可）に関しては和歌山県許可となるため不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和5年12月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、和歌山市農業委員会に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年5月9日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- （1）農地法第1条の規定から逸脱した目的の為に農地委員会を利用した違法行為であるため、当該決定は取り消し、農業委員会の許可をした「許可証」を開示して、法務局に登録した登記事項全部を取り下げ、農地法第51条の規定通り原状回復その他違反を是正するため必要な措置を請求する。
- （2）和歌山県、和歌山市の両行政機関で隠蔽している。開示文書の特定に不正がある可能性がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、農地法第5条第1項規程にかかる許可書を交付した公文書についての開示を求めているが、当該許可に関する和歌山市農業委員会の役割は、和歌山県への意見具申である。許可書の交付については、和歌山県の事務であり、和歌山市農業委員会で作成しておらず、対象となる文書は存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

対象公文書は、農地法第5条第1項に規定する許可に係る許可書を交付した公文書であり、実施機関は、対象公文書が存在しないとして本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分について妥当としていることから、以下、対象公文書の存否について検討する。

(2) 対象公文書の存否について

実施機関は、許可書の交付については和歌山県の事務であるため作成しておらず、対象となる公文書は存在しないと主張する一方、審査請求人は、和歌山市が隠蔽しており、公文書の特定に不正がある可能性があるとして主張している。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。」と規定されており、この「都道府県知事等」とは、都道府県知事若しくは農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長であることが同法第4条第1項において定義されている。農林水産省が公表する指定市町村の指定状況一覧に和歌山市の記載がないことから、和歌山市は指定市町

村ではないことが確認できる。

なお、同法第5条第1項の規定については、過去に改正された経緯はあるものの、いずれにしても同項の規定による許可は和歌山県知事の権限において行われるものである。

したがって、本件対象公文書が存在しないという実施機関の主張に不合理な点は認められず、本件処分は妥当であると判断した。

3 その他

審査請求人は、実施機関に対して種々意見を述べているが、当審査会にて審議すべき内容に当たらないため、判断をしないものとする。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 5 月 9 日	諮問書の受理
令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (第 8 3 回審査会)	審 議
令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (第 8 4 回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 1 1 8 号に係る答申第 9 6 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和5年12月28日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成〇〇年〇月〇〇日に私のことで保健所に相談された相談受理記録」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和6年1月9日、実施機関は、相談受理記録が存在しているか否かを答えることは、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法第81条の規定により当該保有個人情報の存否を明らかにせずに不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和6年1月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和6年5月31日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 保有個人情報不開示決定通知書の開示をしないこととした理由に「相談受理記録は開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、相談受理記録が存在しているか否かを答えることは、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、同法第81条の規定によりその存否をお答えできません。」とあるが、私が開示を求めた内容は既に存在している平成〇〇年〇月〇〇日に私のことで保健所に相談された黒塗りの部分の内容であって、相談受理記録の存否を求めた

ものではない。

- (2) ○○○○年○月頃のことであるが、相談受理記録の件について和歌山市保健所に直接出向いた際、職員にこのような書類は存在しないと言われた。つまり、「相談受理記録」という書類は公文書ではなく私文書であることがわかったが、何故私がこのような名誉棄損に該当する内容の書類を提出されなければならないのか理解できない。
- (3) 「相談受理記録」というのは、正式な公文書でないことから、また、相談者が私に対して稚拙な文章を用いて誹謗中傷したと推定される黒塗りの部分の開示は理由があると思慮する。また、保健所の職員は「相談受理記録」といった書類は見たことがないと言っていたが、相談者はどのような経緯でこの書類を知り、作成に至ったか。この書類を提出すればどのような効果をもたらすのか明らかにされたい。その効果によって、法第78条第1項第2号(ロ)に該当するならば開示義務が生じると思慮する。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 相談受理記録は、相談者が相談した事実自体が当該相談者の個人情報であって、仮にその内容の中に審査請求人の個人情報が記載されていたとしても、同時に当該相談者の個人情報であることから法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当し、また開示請求に係る相談受理記録が存在するか否かを答えるだけで、当該不開示情報を開示することとなるので、法第81条の規定により当該相談受理記録の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。
- (2) 審査請求人は、開示を求めた内容は既に存在しているもので、相談受理記録の存否を求めたものではないと主張されているが、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者である審査請求人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、法第78条第1項第2号ただし書きイの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には当たらないと解されることから、審査請求人の主張は理由がない。
- (3) 法第78条第1項第2号(ロ)は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示することと規定されているが、これは不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量して後者が前者に優越するときには、開示を義務づけることとしているものである。
- 仮に対象保有個人情報があったとしても、相談業務の性質上、後者が前者を優越することはないと考える。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

法の目的は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

本件開示請求は、和歌山市保健所に対し特定の相談者が審査請求人に関することを相談したことで作成された相談受理記録の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、同法第81条の規定によりその存否を明らかにできないとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が求めた内容はすでに存在するものであって、存否を求めたものではなく、また相談受理記録がもたらす効果によっては、法第78条第1項第2号（ロ）に該当し、開示すべきであるとして、本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

法第78条第1項第2号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを不開示とすると規定されている。ただし、同号ただし書イには「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」が、ロには「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」が、それぞれ不開示とする情報から除かれると規定されている。

法第81条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等

は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

審査請求人以外の特定の者が相談したことによる相談受理記録は、仮にその内容の中に審査請求人の個人情報が記載されていたとしても、同時に相談者が相談した事実自体が当該特定の相談者の個人に関する情報であることから、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当すると認められる。また、審査請求人は、本件対象保有個人情報が存在していることは既知の事実であることを主張しているが、本人が知ることができたのは個別的な事情にとどまるものであり、同号ただし書きに規定された「慣行として」に該当しないと解される。加えて、審査請求人は、相談受理記録の効果により同号ただし書きに該当するならば開示すべきであるとの主張をしているが、仮に本件対象保有個人情報が存在していたとしても、双方の関係性や相談業務の性質上、ただし書きにも該当しないと認められる。

したがって、特定の相談者が相談した事実自体が法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同号の不開示情報を開示することとなるため、法第81条の規定によりその存否を明らかにしないで不開示とした本件処分は、妥当である。

3 その他

審査請求人は、その他種々意見を述べているが、これらの主張については当審査会で審議すべき対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6年 5月 31日	諮問書の受理
令和 6年 11月 12日 (第83回審査会)	審 議
令和 6年 12月 26日 (第84回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
	加藤 康夫	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
令和6年度

令和7年6月発行
和歌山市総務局総務部総務課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
TEL 073-435-1314 (直通)
FAX 073-425-0377